

アフラックの「あなたに よりそうがん保険 ミライト」なら 総合的にサポートできます！



がん検診

診断の確定

治療法の選択

治療

経過観察/日常生活への復帰

特長

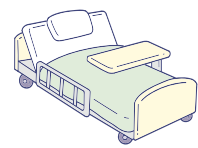
1

がんと診断されたときに、「**診断給付金**」を受取れます。

治療を開始すると、治療費に加えてさまざまな**治療費以外の費用**も発生します。差額ベッド代、通院に伴う交通費などは**全額自己負担**となります。

■治療費以外の費用(例)

差額ベッド代*1



日額(平均) 6,714円*2

交通費・宿泊費

入院や通院のための交通費、ガソリン代・駐車場代、宿泊費用(付き添い者の交通費や宿泊費も含む)



総額(平均) 3.9万円*3

かつら・ウィッグ
購入費



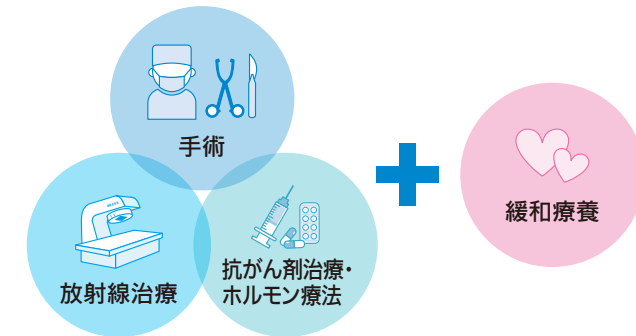
総額(平均) 11.2万円*3

特長

2

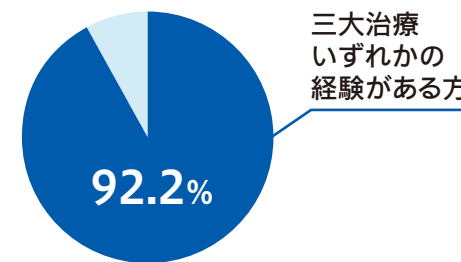
多様化するがん治療を「**治療給付金**」で**まとめ**て保障します。

がん治療には、**三大治療(手術、放射線治療、抗緩和療養)**など多様な治療があります。がんの種類や進行度に応じて、これらの治療を



がん剤治療・ホルモン療法や**組み合わせて**行う場合があります。

■がん治療経験者の三大治療の受療割合*3



入院 手術 放射線治療 抗がん剤治療 ホルモン療法 緩和療養

に該当した月ごとに、治療給付金を受取れます。

治療給付金額は、**高額療養費制度**を考慮して、設
※高額療養費制度とは医療費の自己負担額が高額になった場合、一定
詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

■治療例とお受取りのイメージ(治療給付金額:10万円の場合)



がん治療開始

※治療内容によって給付金の通算支払回数に限度があります。

特長

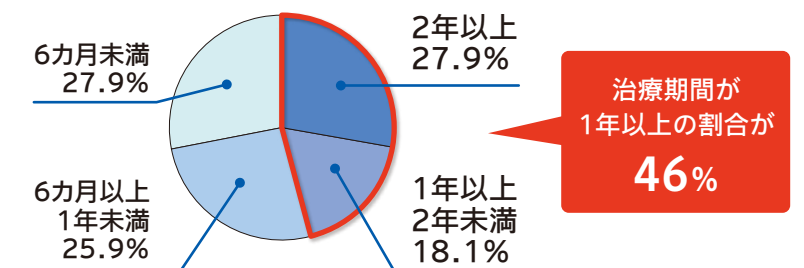
3

長期の治療も「**治療給付金**」でしっかり保障します。

※治療内容によって給付金の通算支払回数に限度があります。

抗がん剤治療・ホルモン療法を含む治療を受けた場合の治療期間は平均**1年11カ月***3です。

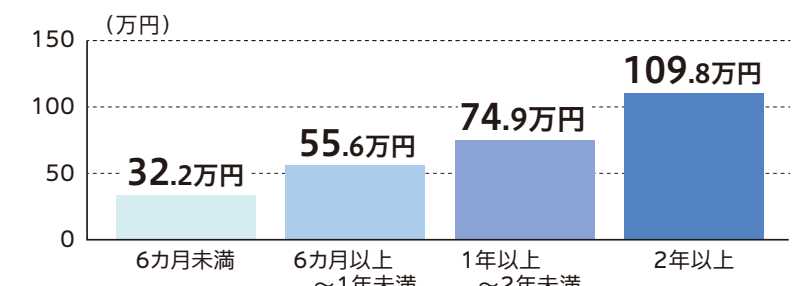
■治療期間(例)*3



※端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

治療が長期にわたると、治療費の総額は高くなり、**経済的な負担は大きく**なります。

■治療期間別費用総額*3*4



*1 差額ベッド代のかかる個室などを希望された場合、差額ベッド代が発生しないケースもあります。

*2 厚生労働省「第591回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況 令和5年7月1日現在」

*3 がん罹患者およびその家族へのアンケート調査(2024年7月アフラック実施)

*4 治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養費制度を利用した後の自己負担額です。

がん治療だけでなく、
がんの検診後の精密検査、
診断前の通院、
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを
提供します。

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート*

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みを傾聴し、
適切にサポートします。

* アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式
会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険または
サービスではありません。

お一人おひとりにあわせた、
最適な保障にカスタマイズできます。

治療

治療給付金

入院

手術

放射線治療

抗がん剤治療

ホルモン療法

緩和療養

診断

診断給付金



入院・通院

入院給付金

通院給付金

複数回診断

複数回診断給付金



さらに!

特約を付加いただくことで保障を充実できます。

詳細は5～8ページをご確認ください



3つのポイント

ポイント 1

がんに関する不安や悩みの総合窓口として
お一人おひとり異なる
不安や悩みの解消をサポートします。

ポイント 2

治療に伴う医師や家族、
職場との関わりなど幅広いお悩みに伴走します。

ポイント 3

ご相談は無料で何度でも利用可能です。

治療のこと

こころのこと

お金(就労)
のこと

生活のこと

がんに向き合ってきたアフラックだからこそ、
これらの不安や悩みの解決をサポートします。

詳細は9～10ページをご確認ください

あなたによりそうがん保険 ミライトの商品内容について

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト

保険期間：終身

治療給付金額：10万円

診断給付金額：50万円

入院給付金日額：5,000円

通院給付金日額：5,000円

複数回診断給付金額：50万円



●この商品は、保障が始まるまで3カ月の待ち期間があります。

●特約・特則のみのお申込みおよび中途付加はできません。主契約と同時にのお申込みください。

●支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件など、詳細は21～70ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「Q & A」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

がん保険 ミライト		あなたによりそうがん保険ミライト	主契約	がん保険2025（解約払戻金有型・無型）	支払事由		対象		お支払いする金額	下記の範囲で設定できます	保険 期間
						がん	上皮内 新生物				
入院 手術 放射線治療	抗がん剤治療 ホルモン療法 緩和療養	がん・上皮内新生物の治療を 目的として、 入院をしたとき・ 所定の手術・放射線治療・ 抗がん剤治療・ホルモン療法・ 緩和療養を受けたとき	入院・手術・放射線治療の場合： 通算支払限度は無制限	治療給付金	○	○	該当した月ごと 10万円 〔ホルモン療法のみの場合〕 5万円	該当した月ごと 5万円～30万円 〔ホルモン療法のみを受けた月については、 治療給付金額の50%をお支払いします〕 ●入院・手術・放射線治療の保障を外すこともできます。*2			
		がん・上皮内新生物と 診断確定されたとき	がん・上皮内新生物 それぞれ1回	診断給付金	○	○	一時金として がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 50万円 (上皮内新生物給付割合100%)	一時金として がんの場合 10万円～ 治療給付金額の20倍 上皮内新生物の場合 診断給付金額×上皮内新生物給付割合 ●診断給付金の保障を外すこともできます。*3 ●診断給付金額は治療給付金額が30万円の場合は600万円 まで設定することができます。 ●上皮内新生物給付割合は、10%・100%のいずれかを選択 することができます。			
終身（生涯保障）											



特約



特約

特約	がん入院特約	入院	がん・上皮内新生物の治療を目的とする入院をしたとき	日数無制限	入院給付金	○	○	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円～6万円 (満65歳以上は3,000円～45,000円)
	がん通院特約	通院	がん・上皮内新生物の治療を目的とする所定の通院をしたとき	●所定の治療のための通院は日数無制限 ●所定の通院期間*4内は日数無制限 ※通算支払日数は無制限	通院給付金	○	○	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円～6万円 (満65歳以上は3,000円～45,000円)
	診断給付金複数回支払特約(1年型)	複数回診断	初回 がん・上皮内新生物と診断確定された月の初日から1年以上*5経過後に入院または所定の治療を受けたとき 2回目以降 前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から1年以上*6経過後に、がん・上皮内新生物と診断確定されており、入院または所定の治療を受けたとき	●がん・上皮内新生物それぞれ所定の期間に1回 ●通算支払回数は無制限	複数回診断給付金	○	○	1回につき がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 50万円 (上皮内新生物給付割合100%)	1回につき がんの場合 10万円～治療給付金額の20倍 または200万円のいずれか小さい額まで 上皮内新生物の場合 特約給付金額×上皮内新生物給付割合 ●上皮内新生物給付割合は、10%・100%のいずれかを選択することができます。 ●「1年型」と「2年型」から選択することができます。

さらに、「あなたによりそうがん保険 ミライト」には、以下の特約を付加することができます！

詳細は7～8ページをご確認ください

がん先進医療・患者申出療養特約

がん診断保険料払込免除特約

治療後生活サポート保障特約

がん要精検後精密検査保障特約

がん特定治療保障特約

外見ケア特約

女性のみ

女性がん特約

サービス



よりそうがん相談サポーターがさまざま

※Hatch Healthcare株式会社が提供するサービス*7であ

まながんの悩みの解決をサポートします。

り、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。

詳細は9～10ページをご確認ください

*1 ホルモン療法のみを受けた月は0.5回分として計算します。 *2 「治療給付金に関する入院不担保特則」を付加した場合、入院の保障はありません。 *3 「診断給付金不担保特則」を付加した場合、診断給付金のお支払いはありません。 *4 所定の通院期間については、[契約概要 P.28](#) をご確認ください。 *5 「2年型」を *6 「2年型」を選択した場合は、前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から2年以上経過後に、がん・上皮内新生物と診断確定されてお

また、「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合、入院・手術・放射線治療の保障はありません。 *3 「診断給付金不担保特則」を付加した場合、診断給付金のお支払いはありません。 *4 所定の通院期間については、[契約概要 P.28](#) をご確認ください。 *5 「2年型」を *6 「2年型」を選択した場合は、前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から2年以上経過後に、がん・上皮内新生物と診断確定されてお

商品の特長

商品内容について

選べる特約

アフラックのよりそうがん相談サポート

特約などの補足

男性

女性

契約概要

注意喚起情報

重要事項

Q & A

選べる特約



- この商品は、保障が始まるまで3カ月の待ち期間があります。
- 特約・特則のみのお申込みおよび中途付加はできません。主契約と同時に申し込みください。
- 支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件など、詳細は21～70ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「Q&A」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

がん先進医療・患者申出療養特約

先進医療・患者申出療養に備えたい

			対象		保険期間
			がん	上皮内 新生物	
がん先進医療・ 患者申出療養 特約	がん先進医療・ 患者申出療養 給付金	がんの診断や治療で 先進医療・患者申出療養を 受けたとき	○	—	先進医療・患者申出療養に かかる技術料のうち 自己負担額と同額 (通算 2,000 万円まで)
	がん先進医療・ 患者申出療養 一時金		○	—	一時金として 1年に1回 15 万円
10年満期 自動更新 *1					

「先進医療・患者申出療養」について、詳細は11ページをご確認ください

がん診断保険料払込免除特約

診断後の保険料負担に備えたい

			対象		保険期間
			がん	上皮内新生物	
がん診断保険料払込免除特約 (「上皮内新生物保障特則」付*2)	保険料払込免除	がん・上皮内新生物と診断確定されたとき	○	○	以後の保険料は いただきません (保障は継続します)

治療後生活サポート保障特約

治療後の経済的負担に備えたい

			対象		保険期間
			がん	上皮内新生物	
治療後生活サポート保障特約*3	治療後生活サポート給付金	がんの治療を目的として治療給付金の支払事由に該当した後、支払判定期間中にがんによる治療給付金の支払いがなかったとき	○	—	特約給付金額 5万円の場合 支払判定期間ごとに1回 5万円 終身

●特約給付金額は、5万円から主契約の治療給付金額まで設定できます。

- *1 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新については、[契約概要 P.44～48](#)をご確認ください。
- *2 「上皮内新生物保障特則」を付加しない場合は、上皮内新生物と診断確定されたことによる保険料払込免除の保障はありません。
- *3 「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合には付加できません。
- *4 対象となる検診は、胃がん、子宮頸がん(女性のみ)、肺がん、乳がん(女性のみ)、大腸がんです。
- *5 厚生労働大臣によって指定されたつぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- がん診療連携拠点病院
 - 特定領域がん診療連携拠点病院
 - 地域がん診療病院
 - 小児がん中央機関
 - 小児がん拠点病院

がん要精検後精密検査保障特約

所定のがんの検診後の精密検査に備えたい

			対象		保険期間
			がん	上皮内新生物	
がん要精検後精密検査保障特約	要精検後精密検査給付金	所定のがんの検診*4を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたとき	○	—	検診ごとに1年に1回 2万円 10年満期 自動更新 *1

がん特定治療保障特約

所定の保険適用外の診療やがんゲノムプロファイリング検査に備えたい

			対象		保険期間
			がん	上皮内新生物	
がん特定治療保障特約	特定保険外診療給付金	がん診療連携拠点病院等*5において、特定保険外診療*6によって、所定の手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたとき	○	—	該当した月ごと 50万円 10年満期 自動更新 *1
	がんゲノムプロファイリング検査給付金	がんの治療を目的とするがんゲノムプロファイリング検査*7*8を受けたとき	○	—	該当した月ごと 10万円

「特定保険外診療」「がんゲノム医療」について、詳細は12ページをご確認ください

外見ケア特約

がん治療の副作用や手術による外見の変化に備えたい

			対象		保険期間
			がん	上皮内新生物	
外見ケア特約	外見ケア給付金	がんの治療により頭髮に脱毛の症状が生じたと医師に診断されたとき	○	—	1回限り 10万円 10年満期 自動更新 *1
		がんの治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔・頭部の手術 ②手足の切断術	○	—	①②各1回ずつ 20万円

女性がん特約

女性特有のがんに備えたい

			対象		保険期間
			がん	上皮内新生物	
女性のみ 女性がん特約	女性特定ケア給付金	がんの治療を目的とする乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	○	—	1回につき 20万円 10年満期 自動更新 *1
	乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	○	—	1乳房につき1回ずつ 50万円

- *6 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。
- 先進医療
 - 患者申出療養
 - 厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン療法
- *7 公的医療保険制度の対象となるがんゲノムプロファイリング検査を受けるには所定の要件を満たす必要があります。公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。
- *8 厚生労働省によって指定されたつぎの施設で受けられます。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- がんゲノム医療中核拠点病院
 - がんゲノム医療拠点病院
 - がんゲノム医療連携病院

ご存じですか？

公的医療保険制度適用外となる高額な治療費や全額自己負担となる費用

先進医療・患者申出療養といった「**保険外併用療養**」や「**保険外診療**」は、治療費が高額になることもあります。

■ 公的医療保険制度の適用区分(6歳以上69歳以下の場合)

	保険診療	保険外併用療養* (先進医療・ 患者申出療養の場合)	保険外診療
治療費	公 3割負担	公 3割負担 全額自己負担	全額自己負担
	診察・入院などにかかる費用		
	手術料、技術料など治療そのものにかかる費用		

公…公的医療保険の高額療養費制度が利用できます。

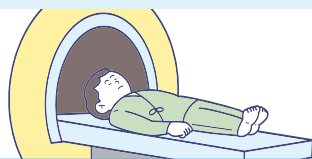
* 保険診療との併用が認められている療養です。

先進医療・患者申出療養について

先進医療とは？

医療機関が起点となって先進的な医療を実施するもの（あらかじめ受けられる医療技術や医療機関などの条件が決まっています）

技術料は全額自己負担となります。



先進医療・患者申出療養は、将来的に保険導入にむけて検討されている段階であるため、先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用は**公的医療保険制度の対象外**となります。また、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養であり、保険診療との併用が認められています。なお、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

がん先進医療・患者申出療養特約

患者申出療養とは？

患者からの申し出が起点となって未承認薬等の使用について安全性が一定程度確認されたうえで、身近な医療機関において実施するもの

技術料は全額自己負担となります。

患者申出療養の各技術の概要については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

特定保険外診療について

公的医療保険制度の対象とならない診療行為をいいます。たとえば、日本国内で未承認の抗がん剤・ホルモン剤を使用する診療や抗がん剤・ホルモン剤の適応外使用にかかる診療などが該当します。ただし、つぎの①から③に該当するものを除きます。

①先進医療	②患者申出療養	③ 厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン療法
-------	---------	---

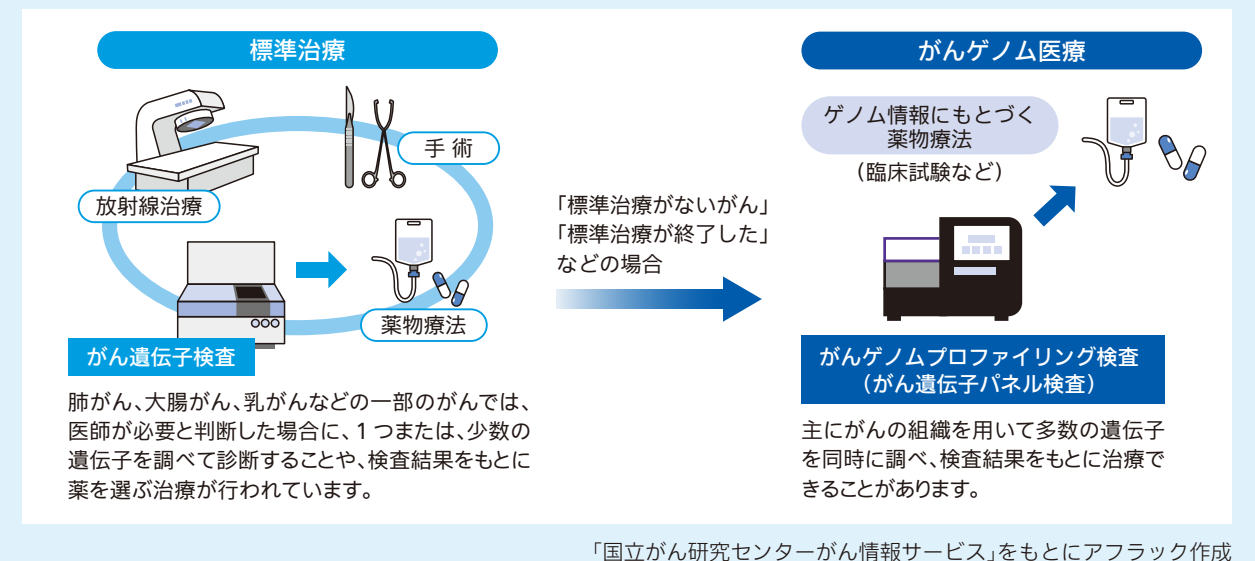
がん特定治療保障特約

がんゲノム医療について

主にがんの組織を用いて多数の遺伝子を同時に調べる「がんゲノムプロファイリング検査（がん遺伝子パネル検査）」によって、お一人おひとりの遺伝子の変化や生まれ持った遺伝子の違いを解析し、体質や病状にあわせた治療などを行うことです。そのため、**お一人おひとりにあった治療が見つかる可能性があります。**

■ がんゲノム医療とは？

標準治療がない、または終了したなどの条件を満たす場合に、「がんゲノム医療」として、一部が保険診療で行われています。



未承認薬・適応外薬とは？

未承認薬

外国(米国や欧州)で有効性が証明され、承認されているものの、日本の薬事承認をまだ得られていない薬など

適応外薬

日本でも薬機法上の承認を得て流通しているが疾患によっては承認がなく治療に使えない薬

■ 米国・欧州で承認され日本で未承認または適応外であるがん領域の医薬品数(2023年11月時点)

未承認薬	128種類
適応外薬	65種類
合計	193種類

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2023/11/30時点のデータ)(承認年月日順)」をもとにアフラック作成

月払保険料表 (個別取扱)

(口座振替料率)

解約払戻金無型

- 契約日が2025年4月21日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります。
(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 保険料のお払込方法については [契約概要 P.44～48](#) をご確認ください。

- 特約をご希望の場合は、主契約の保険料に特約の保険料を追加してください。
- ＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞は10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。



記載以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、21～54ページ「契約概要」をご確認ください。

[終身払] 保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞

＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞の保険期間・保険料払込期間は10年)

がん診断保険料払込免除特約 あり (「上皮内新生物保障特則」付)

契約日 の 満年齢	主契約				特 約				
	治療給付金額：10万円 診断給付金額：50万円 (上皮内新生物給付割合100%)	がん入院特約 入院給付金日額 5,000円の場合	がん通院特約 通院給付金日額 5,000円の場合	診断給付金複数回 支払特約(1年型)* 特約給付金額 50万円の場合	がん先進医療・ 患者申出療養特約	治療後生活 サポート保障特約 特約給付金額 5万円の場合	がん要精検後 精密検査保障特約	がん特定治療保障 特約	外見ケア特約
0歳	840 円	185 円	155 円	290 円	99 円	55 円	—	30 円	18 円
1	870	190	155	300	99	55	—	30	18
2	900	195	165	310	99	60	—	30	18
3	930	200	165	320	99	60	—	30	18
4	950	205	165	320	99	65	—	30	18
5	980	210	175	330	99	65	—	30	18
6	1,010	210	175	330	99	65	—	30	18
7	1,050	220	175	340	99	70	—	30	18
8	1,080	225	175	350	99	70	—	30	18
9	1,110	230	185	360	99	75	—	30	18
10	1,160	235	185	370	99	75	—	30	18
11	1,180	240	195	390	99	80	—	30	18
12	1,210	245	195	400	99	80	—	30	18
13	1,230	260	205	410	99	85	—	30	18
14	1,260	265	215	420	99	85	—	30	18
15	1,290	270	225	440	99	90	—	30	18
16	1,320	275	225	450	99	95	—	30	18
17	1,340	280	235	470	99	95	—	30	18
18	1,380	290	245	480	99	100	—	30	18
19	1,410	295	245	500	99	105	—	30	18
20	1,460	300	255	520	99	105	119 円	30	19
21	1,500	310	265	540	99	110	125	30	19
22	1,540	320	275	560	99	115	132	30	19
23	1,600	335	290	580	99	120	139	30	20
24	1,660	345	300	600	99	125	147	31	20
25	1,710	355	315	620	99	130	155	31	20
26	1,780	365	325	640	99	135	164	32	21
27	1,850	375	335	660	99	140	174	33	21
28	1,910	390	340	690	99	145	185	33	22
29	1,990	405	355	710	99	150	198	33	22
30	2,060	415	365	740	99	155	213	34	23
31	2,140	440	380	770	99	160	229	35	23
32	2,230	455	395	800	99	165	246	37	24
33	2,320	475	415	830	99	170	266	38	25
34	2,420	490	425	860	99	175	286	39	26
35	2,510	505	445	890	100	185	305	41	28
36	2,610	525	465	920	100	190	324	44	29
37	2,730	545	475	960	100	200	343	46	31
38	2,840	565	495	990	101	210	361	49	33
39	2,970	580	510	1,020	101	215	379	53	35
40	3,100	605	530	1,070	101	225	397	57	38
41	3,250	635	570	1,110	102	235	414	61	41
42	3,390	675	600	1,160	102	245	430	65	44
43	3,560	705	620	1,200	103	255	446	70	48
44	3,720	740	650	1,260	103	270	464	76	52
45	3,900	780	680	1,310	104	280	482	83	57
46	4,090	810	710	1,360	105	295	502	91	62
47	4,290	840	745	1,420	106	310	523	99	69
48	4,490	875	770	1,490	106	325	546	110	76
49	4,710	910	805	1,550	107	340	568	122	84
50	4,940	950	825	1,620	109	355	591	137	93
51	5,200	1,000	885	1,670	110	370	615	153	102
52	5,480	1,055	930	1,740	111	390	638	171	113
53	5,760	1,110	985	1,820	112	410	663	192	126
54	6,060	1,160	1,030	1,890	114	430	687	216	139
55	6,370	1,215	1,085	1,960	115	450	711	240	153
56	6,710	1,275	1,120	2,040	116	470	735	268	167
57	7,050	1,325	1,180	2,110	118	490	759	296	183
58	7,430	1,380	1,230	2,180	119	510	783	328	199
59	7,800	1,435	1,275	2,250	121	530	807	361	216
60	8,190	1,485	1,320	2,310	122	550	829	395	231
61	8,600	1,545	1,375	2,380	124	575	851	429	248
62	9,010	1,600	1,430	2,450	125	595	872	466	265
63	9,460	1,665	1,480	2,520	126	615	892	503	281
64	9,890	1,720	1,535	2,570	127	635	910	540	296
65	10,350	1,790	1,585	2,620	128	655	928	577	310
66	10,790	1,840	1,635	2,660	128	675	943	613	323
67	11,260	1,900	1,685	2,680	128	690	957	649	335
68	11,720	1,960	1,740	2,700	128	705	969	685	346
69	12,190	2,015	1,790	2,700	128	715	980	717	354
70	12,650	2,070	1,835	2,700	128	725	990	749	361
71	12,880	2,100	1,845	2,750	127	730	999	778	366
72	13,080	2,135	1,855	2,800	126	735	1,006	807	370
73	13,260	2,160	1,865	2,840	125	735	1,012	832	372
74	13,430	2,190	1,880	2,870	123	735	1,017	856	373
75	13,610	2,225	1,890	2,900	122	735	1,020	878	373
76	13,770	2,255	1,890	2,930	121	735	1,023	897	371
77	13,940	2,285	1,900	2,950	119	735	1,025	915	369
78	14,090	2,315	1,900	2,970	118	735	1,026	932	365
79	14,230	2,345	1,910	3,000	116	735	1,025	948	362
80	14,340	2,370	1,920	3,040	115	735	1,022	961	358
81	14,530	2,370	1,920	3,060	113	735	1,018	974	353
82	14,680	2,375	1,925	3,080	112	735	1,011	985	348
83	14,810	2,375	1,925	3,100	111	735	1,001	995	342
84	14,910	2,380	1,930	3,130	109	735	993	1,003	336
85	15,030	2,380	1,930	3,180	108	735	985	1,008	331

* 上皮内新生物給付割合100%

商品の特長

商品内容

選べる特約

アフラックの
がん相談サポート

特約などの補足

男性
女性
保険料表

契約概要

注意喚起情報

その他
重要事項

Q & A

月払保険料表 (個別取扱)
(口座振替料率)

解約払戻金無型

- 契約日が2025年4月21日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります。
(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 保険料のお払込方法については [契約概要 P.44～48](#) をご確認ください。

- 特約をご希望の場合は、主契約の保険料に特約の保険料を追加してください。
- <がん先進医療・患者申出療養特約><がん要精検後精密検査保障特約><がん特定治療保障特約><外見ケア特約>は10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。



記載以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、21～54ページ「契約概要」をご確認ください。

【終身払】保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<がん先進医療・患者申出療養特約><がん要精検後精密検査保障特約>

<がん特定治療保障特約><外見ケア特約>の保険期間・保険料払込期間は10年)

がん診断保険料払込免除特約 なし

契約日 の 満年齢	主契約				特 約				
	治療給付金額：10万円 診断給付金額：50万円 (上皮内新生物給付割合100%)	がん入院特約 入院給付金日額 5,000円の場合	がん通院特約 通院給付金日額 5,000円の場合	診断給付金複数回 支払特約(1年型)* 特約給付金額 50万円の場合	がん先進医療・ 患者申出療養特約	治療後生活 サポート保障特約 特約給付金額 5万円の場合	がん要精検後 精密検査保障特約	がん特定治療保障 特約	外見ケア特約
0歳	740円	170円	140円	260円	95円	55円	—	28円	17円
1	770	175	140	270	95	55	—	28	17
2	790	180	150	280	95	55	—	28	17
3	820	180	150	290	95	60	—	28	17
4	850	185	150	300	95	60	—	28	17
5	870	190	160	310	95	60	—	28	17
6	900	195	160	310	95	65	—	28	17
7	930	200	160	320	95	65	—	28	17
8	950	200	160	330	95	65	—	28	17
9	980	205	165	330	95	70	—	28	17
10	1,010	210	165	350	95	70	—	28	17
11	1,030	215	175	360	95	75	—	28	17
12	1,050	220	175	370	95	75	—	28	17
13	1,070	225	185	380	95	80	—	28	17
14	1,100	230	185	390	95	80	—	28	17
15	1,120	240	195	400	95	85	—	28	17
16	1,150	245	205	410	95	85	—	28	17
17	1,180	250	205	420	95	90	—	28	17
18	1,200	255	215	440	95	95	—	28	17
19	1,240	260	215	450	95	95	—	28	17
20	1,260	265	225	460	95	100	112円	28	17
21	1,300	275	235	480	95	105	118	28	18
22	1,350	285	245	490	95	105	124	28	18
23	1,400	295	245	510	95	110	130	28	18
24	1,450	305	255	530	95	115	137	28	18
25	1,500	315	265	540	95	120	145	29	19
26	1,550	320	275	560	95	125	154	29	19
27	1,600	330	285	580	95	130	163	30	19
28	1,660	340	285	600	95	130	173	30	20
29	1,720	350	295	620	95	135	185	31	20
30	1,770	360	305	640	95	140	198	31	20
31	1,850	375	315	660	95	145	213	32	21
32	1,910	390	335	680	95	155	229	33	21
33	1,990	405	345	710	95	160	246	33	22
34	2,060	420	365	730	95	165	264	33	23
35	2,140	435	375	750	95	165	281	35	24
36	2,220	445	385	780	95	170	297	36	25
37	2,300	460	405	810	95	180	314	38	26
38	2,380	475	415	840	95	185	330	40	28
39	2,480	490	435	860	95	195	345	42	30
40	2,580	500	445	890	95	200	359	44	32
41	2,680	525	465	930	95	210	372	47	33
42	2,770	545	485	960	95	220	385	50	35
43	2,880	570	500	990	95	230	397	52	38
44	3,000	595	520	1,020	95	235	410	56	41
45	3,130	620	550	1,050	95	245	424	60	44
46	3,260	640	570	1,090	95	255	437	65	48
47	3,400	665	590	1,130	95	270	452	70	52
48	3,550	690	610	1,170	95	280	467	76	56
49	3,690	710	630	1,210	95	290	482	83	62
50	3,830	735	650	1,250	95	305	496	92	68
51	4,020	770	680	1,290	95	320	510	101	75
52	4,200	805	710	1,340	95	330	524	112	83
53	4,390	840	740	1,390	95	345	537	125	91
54	4,590	875	770	1,430	95	360	550	140	99
55	4,790	910	810	1,480	95	375	562	155	109
56	5,010	945	835	1,530	95	390	574	171	119
57	5,250	980	865	1,570	95	405	585	190	130
58	5,500	1,020	895	1,620	95	425	596	210	141
59	5,740	1,055	925	1,650	95	440	607	230	152
60	6,000	1,090	955	1,690	95	455	617	251	164
61	6,270	1,135	995	1,740	95	470	625	274	174
62	6,550	1,170	1,035	1,780	95	485	634	297	186
63	6,840	1,215	1,065	1,810	95	495	642	321	197
64	7,140	1,255	1,105	1,840	95	510	651	347	208
65	7,470	1,300	1,145	1,870	95	520	659	372	219
66	7,790	1,345	1,180	1,890	95	530	668	399	229
67	8,140	1,385	1,220	1,910	95	545	677	427	238
68	8,490	1,430	1,250	1,930	95	555	687	454	247
69	8,860	1,470	1,290	1,930	95	560	696	483	255
70	9,240	1,510	1,330	1,940	95	565	706	510	263
71	9,460	1,550	1,350	1,960	95	570	718	539	269
72	9,690	1,590	1,370	1,980	95	575	730	566	275
73	9,910	1,630	1,390	1,990	95	575	744	594	280
74	10,150	1,670	1,410	2,010	95	575	755	621	284
75	10,360	1,710	1,430	2,010	95	575	768	647	287
76	10,600	1,745	1,450	2,020	95	575	780	673	290
77	10,840	1,785	1,470	2,020	95	575	791	696	291
78	11,070	1,820	1,485	2,020	95	575	802	721	292
79	11,300	1,860	1,505	2,030	95	575	811	744	292
80	11,510	1,900	1,525	2,040	95	575	819	765	292
81	11,790	1,915	1,530	2,040	95	575	824	786	291
82	12,050	1,935	1,535	2,050	95	575	827	806	290
83	12,270	1,950	1,540	2,050	95	575	828	823	288
84	12,500	1,970	1,545	2,050	95	575	830	839	286
85	12,700	1,985	1,550	2,060	95	575	832	852	284

* 上皮内新生物給付割合100%

月払保険料表 (個別取扱)

(口座振替料率)

解約払戻金無型

- 契約日が2025年4月21日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります。
(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 保険料のお払込方法については [契約概要 P.44～48](#) をご確認ください。

- 特約をご希望の場合は、主契約の保険料に特約の保険料を追加してください。
- ＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞は10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。

!

記載以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、21～54ページ「契約概要」をご確認ください。

「終身払」保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞の保険期間・保険料払込期間は10年)

がん診断保険料払込免除特約 あり (「上皮内新生物保障特則」付)

契約日 の 満年齢		主契約			特 約								
		治療給付金額：10万円 診断給付金額：50万円 (上皮内新生物給付割合100%)			がん入院特約	がん通院特約	診断給付金複数回 支払特約(1年型)*	がん先進医療・ 患者申出療養特約	治療後生活 サポート保障特約	がん要精検後 精密検査保障特約	がん特定治療保障 特約	外見ケア特約	女性がん特約
		5,000円の場合			入院給付金日額 5,000円の場合	通院給付金日額 5,000円の場合	特約給付金額 50万円の場合	特約給付金額 5万円の場合					
0歳		1,060 円	165 円	175 円	360 円	100 円	60 円	—	32 円	19 円	—		
1		1,080	170	175	370	100	65	—	32	19	—		
2		1,110	170	185	380	100	65	—	32	19	—		
3		1,140	175	185	390	100	65	—	32	19	—		
4		1,170	180	185	410	100	70	—	32	19	—		
5		1,200	185	195	420	100	70	—	32	19	—		
6		1,230	185	195	430	100	75	—	33	19	—		
7		1,260	190	195	450	100	75	—	33	19	—		
8		1,300	195	195	460	100	80	—	33	19	—		
9		1,330	195	205	480	100	80	—	33	19	—		
10		1,370	205	205	490	100	85	—	33	19	—		
11		1,400	210	215	510	100	85	—	33	19	—		
12		1,430	215	215	520	100	90	—	33	19	—		
13		1,460	215	225	540	100	90	—	33	19	—		
14		1,490	220	235	560	100	95	—	33	20	—		
15		1,520	225	255	580	100	95	—	33	20	68 円		
16		1,550	230	255	600	100	100	—	33	20	68		
17		1,600	235	265	620	100	105	—	34	20	68		
18		1,640	235	275	640	100	110	—	34	21	68		
19		1,680	240	275	660	101	110	—	35	22	69		
20		1,730	245	285	680	101	115	381 円	37	23	70		
21		1,790	265	295	710	102	120	393	40	24	71		
22		1,850	270	300	730	102	125	407	43	25	72		
23		1,910	280	325	750	103	130	422	47	27	74		
24		1,980	285	335	780	104	135	436	52	28	76		
25		2,050	295	345	800	105	140	453	57	30	78		
26		2,130	300	365	830	106	145	470	63	33	80		
27		2,210	315	375	850	107	150	488	70	34	83		
28		2,290	320	395	880	108	155	507	77	37	86		
29		2,380	330	405	910	109	160	528	85	40	91		
30		2,460	335	415	930	110	165	551	94	43	99		
31		2,540	345	425	950	110	165	575	103	47	110		
32		2,630	355	445	970	111	170	602	113	50	124		
33		2,700	370	455	990	112	180	630	124	55	142		
34		2,790	380	465	1,000	112	185	658	136	59	162		
35		2,880	390	490	1,020	113	190	686	149	63	183		
36		2,960	400	495	1,040	113	195	711	164	68	208		
37		3,060	410	510	1,050	114	200	736	178	73	235		
38		3,150	435	520	1,070	115	205	759	194	78	265		
39		3,240	440	540	1,080	115	210	777	209	83	289		
40		3,340	450	550	1,100	115	220	791	224	88	308		
41		3,430	465	560	1,110	116	225	799	237	92	324		
42		3,500	480	570	1,130	116	230	802	251	96	333		
43		3,590	495	570	1,140	116	235	801	263	99	338		
44		3,660	505	580	1,150	116	240	798	274	102	340		
45		3,740	520	590	1,160	116	245	795	283	104	340		
46		3,810	530	600	1,170	116	245	790	290	106	336		
47		3,870	545	610	1,170	116	250	784	296	108	330		
48		3,930	560	610	1,180	116	255	777	298	109	322		
49		4,000	575	620	1,180	116	260	770	302	111	315		
50		4,060	595	630	1,190	116	265	765	306	112	311		
51		4,140	610	640	1,190	116	265	760	310	114	309		
52		4,220	630	640	1,200	116	270	755	315	116	309		
53		4,310	645	650	1,200	116	275	753	320	118	311		
54		4,390	665	655	1,210	116	280	751	326	121	313		
55		4,490	685	660	1,210	116	285	750	334	124	315		
56		4,580	700	665	1,210	116	290	751	343	127	316		
57		4,690	715	670	1,220	116	295	754	354	131	317		
58		4,810	730	670	1,220	116	300	757	365	135	319		
59		4,920	750	680	1,220	116	300	762	375	139	319		
60		5,020	770	680	1,220	116	305	768	385	143	320		
61		5,130	790	685	1,230	117	310	775	394	146	320		
62		5,240	810	685	1,240	117	315	782	402	150	319		
63		5,330	825	685	1,250	117	320	790	409	153	318		
64		5,430	845	690	1,260	117	325	799	415	156	317		
65		5,520	865	690	1,260	116	330	807	419	159	316		
66		5,610	885	690	1,270	116	335	815	422	161	314		
67		5,690	905	695	1,270	116	335	822	424	163	312		
68		5,780	925	695	1,270	116	340	831	424	164	310		
69		5,850	950	695	1,270	115	340	840	423	166	308		
70		5,920	970	700	1,270	115	345	849	421	168	306		
71		5,950	990	700	1,280	114	345	859	417	170	—		
72		5,970	1,010	700	1,280	113	345	870	413	171	—		
73		6,000	1,030	705	1,290	113	345	881	408	173	—		
74		6,020	1,050	705	1,290	112	345	891	403	175	—		
75		6,050	1,075	705	1,300	111	345	901	398	177	—		
76		6,080	1,095	710	1,310	110	345	911	393	179	—		
77		6,110	1,120	710	1,320	109	345	920	388	181	—		
78		6,160	1,140	710	1,330	109	345	929	384	183	—		
79		6,220	1,155	715	1,340	108	345	935	380	185	—		
80		6,290	1,170	715	1,360	107	345	938	377	186	—		
81		6,330	1,170	715	1,360	106	345	939	374	188	—		
82		6,400	1,170	720	1,360	106	345	936	372	189	—		
83		6,480	1,170	720	1,370	105	345	932	370	190	—		
84		6,560	1,170	720	1,380	104	345	927	368	190	—		
85		6,650	1,170	725	1,390	103	345	923	366	191	—		

* 上皮内新生物給付割合100%

月払保険料表 (個別取扱)

(口座振替料率)

解約払戻金無型

- 契約日が2025年4月21日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります。
(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 保険料のお払込方法については [契約概要 P.44～48](#) をご確認ください。

- 特約をご希望の場合は、主契約の保険料に特約の保険料を追加してください。
- ＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞は10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。



記載以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、21～54ページ「契約概要」をご確認ください。

〔終身払〕保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞

＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞の保険期間・保険料払込期間は10年)

がん診断保険料払込免除特約 なし

契約日 の 満年齢	主契約		特 約			特 約					
			がん入院特約	がん通院特約	診断給付金複数回 支払特約(1年型)*	がん先進医療・ 患者申出療養特約	治療後生活 サポート保障特約	がん要精検後 精密検査保障特約	がん特定治療保障 特約	外見ケア特約	女性がん特約
							特約給付金額 5万円の場合				
0歳	治療給付金額：10万円 診断給付金額：50万円 (上皮内新生物給付割合100%)		がん入院特約 入院給付金日額 5,000円の場合	がん通院特約 通院給付金日額 5,000円の場合	診断給付金複数回 支払特約(1年型)* 特約給付金額 50万円の場合	がん先進医療・ 患者申出療養特約	治療後生活 サポート保障特約 特約給付金額 5万円の場合	がん要精検後 精密検査保障特約	がん特定治療保障 特約	外見ケア特約	女性がん特約
1	900 円		145 円	150 円	320 円	95 円	55 円	—	28 円	17 円	—
2	920		150	150	330	95	55	—	28	17	—
3	950		150	160	330	95	60	—	28	17	—
4	970		155	160	340	95	60	—	28	17	—
5	990		155	160	350	95	65	—	28	17	—
6	1,010		160	165	360	95	65	—	28	17	—
7	1,040		165	165	370	95	65	—	28	17	—
8	1,070		165	165	380	95	70	—	28	17	—
9	1,090		165	165	400	95	70	—	28	17	—
10	1,120		165	175	410	95	75	—	28	17	—
11	1,150		170	175	420	95	75	—	28	17	—
12	1,180		175	185	430	95	75	—	28	17	—
13	1,190		175	185	450	95	80	—	28	17	—
14	1,220		180	195	460	95	80	—	28	17	—
15	1,250		185	195	470	95	85	—	28	17	—
16	1,270		190	205	480	95	90	—	28	17	61 円
17	1,300		190	215	500	95	90	—	29	18	61
18	1,330		195	215	510	95	95	—	29	18	61
19	1,370		200	225	520	95	95	—	29	18	61
20	1,400		200	225	540	95	100	—	30	19	61
21	1,430		205	235	550	95	105	346 円	31	19	61
22	1,490		210	245	570	95	105	—	32	20	61
23	1,520		215	255	590	95	110	363	33	21	61
24	1,570		225	265	600	95	115	372	35	21	61
25	1,620		230	275	620	95	120	382	38	22	61
26	1,680		235	285	640	95	125	392	41	24	61
27	1,730		240	295	660	95	125	402	44	25	61
28	1,780		245	305	670	95	130	413	48	26	61
29	1,840		255	315	690	95	135	424	53	28	61
30	1,900		260	325	710	95	140	437	58	30	64
31	1,960		265	335	730	95	145	453	64	32	69
32	2,030		275	345	750	95	150	471	70	33	78
33	2,090		280	355	760	95	155	492	78	36	90
34	2,150		290	365	780	95	160	515	86	39	104
35	2,210		300	375	790	95	165	538	96	43	121
36	2,270		310	385	810	95	165	559	105	46	141
37	2,340		315	395	820	95	170	580	117	50	164
38	2,420		325	405	830	95	175	600	129	54	188
39	2,480		335	415	850	95	180	619	142	58	215
40	2,550		340	425	860	95	185	632	155	62	237
41	2,610		350	435	870	95	190	642	167	65	255
42	2,670		360	445	880	95	195	648	179	69	269
43	2,740		375	445	890	95	200	649	190	72	278
44	2,810		385	455	900	95	205	647	201	75	282
45	2,870		395	455	910	95	205	644	211	78	284
46	2,940		410	465	910	95	210	640	218	80	284
47	2,980		420	475	920	95	215	635	225	82	281
48	3,040		430	475	920	95	220	630	229	83	275
49	3,090		440	485	930	95	220	624	231	84	268
50	3,130		455	485	930	95	225	619	235	85	263
51	3,190		465	495	940	95	230	614	238	87	260
52	3,260		480	500	940	95	230	608	241	88	258
53	3,340		495	500	950	95	235	604	245	90	259
54	3,400		505	510	950	95	240	599	249	92	261
55	3,480		520	510	950	95	245	596	255	94	263
56	3,560		535	520	960	95	245	594	262	96	265
57	3,640		550	520	960	95	250	593	270	99	267
58	3,740		565	530	960	95	255	594	279	101	269
59	3,840		580	530	960	95	260	596	289	104	270
60	3,940		595	540	960	95	260	599	298	108	272
61	4,030		610	540	960	95	265	603	307	111	273
62	4,120		630	540	970	95	270	607	314	114	274
63	4,220		650	540	970	95	275	612	322	117	274
64	4,300		665	550	980	95	280	619	328	119	275
65	4,390		685	550	980	95	280	624	333	122	275
66	4,480		705	550	980	95	285	632	338	124	276
67	4,560		725	555	980	95	290	640	341	127	276
68	4,640		745	555	980	95	290	648	343	129	277
69	4,730		760	560	980	95	295	658	345	131	277
70	4,810		780	560	980	95	295	668	345	133	278
71	4,890		800	560	980	95	295	680	345	135	279
72	4,950		820	560	980	95	300	692	344	138	—
73	4,980		840	565	980	95	300	707	342	140	—
74	5,030		865	565	980	95	300	723	340	143	—
75	5,070		885	565	980	95	300	739	337	146	—
76	5,120		910	565	980	95	300	754	335	149	—
77	5,180		935	570	980	95	300	767	333	152	—
78	5,240		955	570	990	95	300	781	331	155	—
79	5,320		980	570	990	95	300	794	330	157	—
80	5,390		1,000	570	990	95	300	805	329	160	—
81	5,480		1,025	575	990	95	300	814	328	163	—
82	5,570		1,035	575	990	95	300	820	327	164	—
83	5,650		1,045	575	1,000	95	300	822	327	166	—
84	5,750		1,055	575	1,000	95	300	823	328	168	—
85	5,840		1,060	580	1,010	95	300	824	328	170	—
86	5,960		1,070	580	1,020	95	300	826	328	172	—

* 上皮内新生物給付割合100%

商品の特長

商品内容について

選べる特約

アフラックのよりそう
がん相談サポート

特約などの補足

男性
女性
保険料表

契約概要

注意喚起情報

その他
重要事項

Q & A

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

P.21～54

01	「あなたによりそうがん保険 ミライト」の特長・しくみ	22
02	契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	24
03	給付金のお支払いなど	27
04	契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金	43
05	保険料のお払込方法・特約の更新などについて	44
06	保険料お払込みの流れ	49
07	保険料に関する留意事項	51
08	お引受けの条件	52

契約概要で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

01 「あなたによりそうがん保険 ミライト」の特長・しくみ

特長
1

- 「あなたによりそうがん保険 ミライト」は、がんの検診後の精密検査、がんと診断される前の通院からがんの治療、さらには治療後の生活サポートまで、お一人おひとりにあわせた最適な保障を、ご意向にあわせてカスタマイズして提供します。また、治療選択への不安、何に悩んでいるかも分からないという漠然とした気持ちまで、お困りごとや疑問の緩和・解消のサポートをご案内する「アフラックのよりそうがん相談サポート*」をご利用いただけます。
 - 所定のがんおよび上皮内新生物(またはその疑い)や所定の異常で経過観察中の方や、肺・肝臓の慢性疾患をお持ちの方でも、それらのがんおよび上皮内新生物を保障対象外(特定疾病不担保)とすることにより、お申込みいただけます。
- * アフラックの提供する保険またはサービスではありません。
- ▶▶アフラックのよりそうがん相談サポートについて、詳細は **P.9～10**、**その他重要事項 P.67** をご確認ください。

特長
2

保険料払込期間、保険料払込方法、解約払戻金の有無をお選びいただけます。

保険料払込期間	保険料払込方法	解約払戻金の有無
終身払	月払	解約払戻金有型
60歳払済	半年払	解約払戻金無型
65歳払済	年払	
2年払済	前納	
10年払済		

特長
3

ニーズにあわせて特約を付加できます。
主契約に特約を付加して、保障を充実させることができます。
付加できる特約については次ページをご確認ください。

次ページへ続く▶

しくみ

「あなたによりそうがん保険 ミライト」および特約には、保障が始まるまでに3カ月の待ち期間があります。

▶▶ 待ち期間 について、詳細は 注意喚起情報 P.58 をご確認ください。

▶▶ 自動更新 について、詳細は 05 保険料のお払込方法・特約の更新などについて P.44～48 をご確認ください。

主契約・特約名称		給付金など	保険期間の始期の属する日	用語	保障の開始
主契約		治療給付金*2 診断給付金*3 *4	待ち期間		終身
がん保険2025 〔解約払戻金有型・無型〕*1					
ニーズにあわせて特約を付加できます					
がん入院特約		入院給付金	待ち期間		終身
がん通院特約〔2025〕		通院給付金			終身
診断給付金複数回 支払特約〔2025〕*5		複数回診断給付金*3			終身
がん先進医療・ 患者申出療養特約		がん先進医療・患者申出療養給付金 がん先進医療・患者申出療養一時金			10年満期 自動更新
がん診断保険料払込免除特約*6		保険料払込免除			
治療後生活サポート 保障特約*7		治療後生活サポート給付金			終身
がん要精検後精密検査保障特約		要精検後精密検査給付金			10年満期 自動更新
がん特定治療保障特約		特定保険外診療給付金 がんゲノムプロファイリング検査給付金			10年満期 自動更新
外見ケア特約		外見ケア給付金			10年満期 自動更新
女性がん特約〔2018〕		女性特定ケア給付金 乳房再建給付金			10年満期 自動更新

- *1 「治療給付金に関する入院不担保特則」「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」のいずれかを付加した場合、解約払戻金無型のみのお取扱いとなります。
- *2 「治療給付金に関する入院不担保特則」を付加した場合、入院の保障はありません。また、「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合、入院・手術・放射線治療の保障はありません。
- *3 上皮内新生物給付割合は、10%・100%のいずれかを選択することができます。
- *4 「診断給付金不担保特則」を付加した場合、診断給付金のお支払いはありません。
- *5 1年型・2年型のいずれかを選択することができます。
- *6 「上皮内新生物保障特則」を付加することができます。
- *7 「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合、＜治療後生活サポート保障特約＞を付加することはできません。

用語

●「保険期間の始期の属する日」とは

- ・「責任開始期に関する特約」を付加した場合：申込日または告知日のいずれか遅い日
- ・「責任開始期に関する特約」を付加しない場合：告知日またはアフラックが第1回保険料（前納の場合、前納保険料）を受取った日のいずれか遅い日

02 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）

契約内容は下記のとおりです。保険料払込期間、解約払戻金の有無によって契約年齢が異なります。なお、保険料のお払込方法は「月払」「半年払」「年払」「前納」からお選びいただけます。

契約内容（保険期間、保険料払込期間）は、以下のとおりです。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	契約年齢	
				解約払戻金有型	解約払戻金無型
あなたにより そうがん保険 ミライト	主契約 がん保険2025 〔解約払戻金有型・無型〕	終身	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳

＜付加できる特約＞

各特約の契約年齢は、主契約の保険料払込期間や解約払戻金の有無によって異なります。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	主契約 保険料払込期間	契約年齢	
					解約払戻金 有型	解約払戻金 無型
がん入院特約	がん入院特約	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
がん通院特約	がん通院特約 〔2025〕	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
診断給付金 複数回 支払特約	診断給付金 複数回支払 特約〔2025〕	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
がん先進医療・ 患者申出療養 特約	がん先進医療・ 患者申出療養 特約	2年*1*2 10年*1*3	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済		0歳～満50歳	
			65歳払済		0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済		0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済		0歳～満55歳	0歳～満85歳

*1 自動更新により、保障を継続することができます。

*2 主契約の保険料払込期間が2年払済の場合、ご契約時の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年で自動更新となります。

*3 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済かつ主契約の保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たない場合、保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年で自動更新となります。

次ページへ続く▶

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	主契約 保険料払込期間	契約年齢	
					解約払戻金 有型	解約払戻金 無型
がん診断保険料 払込免除特約	がん診断保険料 払込免除特約	主契約の 保険料 払込期間と 同一*1	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
治療後 生活サポート 保障特約	治療後 生活サポート 保障特約	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
がん要精検後 精密検査 保障特約	がん要精検後 精密検査 保障特約	2年*2*3 10年*2*4	2年*3 10年*4	終身払	満20歳～満70歳	満20歳～満85歳
				60歳払済	満20歳～満50歳	
				65歳払済	満20歳～満40歳	満20歳～満55歳
				2年払済	満20歳～満65歳	満20歳～満85歳
				10年払済	満20歳～満55歳	満20歳～満85歳
がん特定治療 保障特約	がん特定治療 保障特約	2年*2*3 10年*2*4	2年*3 10年*4	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
外見ケア特約	外見ケア特約	2年*2*3 10年*2*4	2年*3 10年*4	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
女性がん特約	女性がん特約 〔2018〕	2年*2*3 10年*2*4	2年*3 10年*4	終身払	満15歳～満70歳	
				60歳払済	満15歳～満50歳	
				65歳払済	満15歳～満40歳	満15歳～満55歳
				2年払済	満15歳～満65歳	満15歳～満70歳
				10年払済	満15歳～満55歳	満15歳～満70歳

- *1 <がん診断保険料払込免除特約>の保険期間は、主契約および保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。ただし、主契約の保険料払込期間満了後も保険料払込免除の対象となる特約を付加されている場合は、保険期間は終身となります。
- *2 自動更新により、保障を継続することができます。
- *3 主契約の保険料払込期間が2年払済の場合、ご契約時の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年で自動更新となります。
- *4 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済かつ主契約の保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たない場合、保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年で自動更新となります。
- ▶▶保険料払込期間および特約の自動更新について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新などについて** **P.44～48** をあわせてご確認ください。



- 特約・特則のみのお申込みおよび中途付加はできません。主契約と同時にお申込みください。
- 特則のみを解約することはできません。

■「特別条件特則(特定疾病不担保法)」について

被保険者の健康状態によっては、アフラックが指定する特定の疾病を保障しない条件でご契約をお引受けできる場合があります。

▶▶詳細は、**08 お引受けの条件** **P.52～54** をご確認ください。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。

▶▶詳細は **しおり**「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が保険期間の始期の属する日となります。ただし、保障の開始までに3カ月の **待ち期間** があります。

※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

▶▶保障の開始について、詳細は **注意喚起情報** **P.58** をご確認ください。

03

給付金のお支払いなど

▶▶参照

しおり

「あなたによりそうがん保険 ミライト」について
（「経験者保険料率に関する特則」が付加されていない場合）

支払事由などについて、詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」などの給付金額が記載されているページをご確認ください。

主契約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
がん保険2025 〔解約払戻金有型・無型〕	治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として つぎの①から⑤のいずれかに該当したとき ①入院をしたとき ②所定の手術を受けたとき ③所定の放射線治療（電磁波温熱療法を含む） を受けたとき ④所定の抗がん剤治療・ホルモン療法を 受けたとき ⑤所定の緩和療養を受けたとき	○	○	支払事由に該当する 月につき1回 〈通算支払限度〉 ①②③の場合： 無制限 ④⑤のみ該当する 場合： すべての保険期間を 通じて120回*1	支払事由に該当する 月につき1回 〈通算支払限度〉 ①②の場合： 無制限 ③④のみ該当する 場合： すべての保険期間を 通じて120回*2
	「治療給付金 に関する入院 不担保特則」を 付加した場合	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として つぎの①から④のいずれかを受けたとき ①所定の手術を受けたとき ②所定の放射線治療（電磁波温熱療法を含む） を受けたとき ③所定の抗がん剤治療・ホルモン療法を 受けたとき ④所定の緩和療養を受けたとき	○	○		
	「治療給付金に 関する入院・手 術・放射線治療 不担保特則」を 付加した場合	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として つぎの①または②のいずれかを受けたとき ①所定の抗がん剤治療・ホルモン療法を 受けたとき ②所定の緩和療養を受けたとき	○	○		
	診断給付金 *4	「がん」「上皮内新生物」と 診断確定されたとき	○	○	・がんの場合： 診断給付金額 ・上皮内新生物の 場合： 診断給付金額× 上皮内新生物 給付割合*5	がん・上皮内新生物 それぞれ 保険期間を通じて1回

*1 抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養を受けた月に、入院をしたとき、または手術、放射線治療を受けたときは、支払限度の通算回数には含めません。また、ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。

*2 抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養を受けた月に、手術または放射線治療を受けたときは、支払限度の通算回数には含めません。また、ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。

*3 ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。

*4 「診断給付金不担保特則」を付加した場合、診断給付金のお支払いはありません。

*5 上皮内新生物給付割合は、10%または100%となります。

特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
がん入院特約	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	○	○	1日につき 入院給付金日額	無制限
がん通院特約 〔2025〕	通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする つぎの①②いずれかの通院をしたとき （往診、訪問診療、電話・オンライン診療を含む） ①つぎの(a)から(e)のいずれかを受ける ための通院 (a)手術のための通院 (b)放射線治療（電磁波温熱療法を含む） のための通院 (c)抗がん剤治療のための通院 (d)ホルモン療法のための通院 (e)緩和療養のための通院 ②通院期間*1中の通院	○	○	1日につき 通院給付金日額	①無制限 ②通院期間内で 無制限 ※通算支払日数は 無制限

*1 通院期間とは、「がん」「上皮内新生物」それぞれについて、下表(ア)の起算日の前日から遡って60日以内の期間*2および下表(ア)(イ)(ウ)のいずれかの起算日からその日を含めて5年以内の期間をいいます。

「がん」 の場合	(ア)初めて「がん」と診断確定された日 (イ)「がん」の治療を目的として手術、放射線治療（電磁波温熱療法を含む）、抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養のいずれかのための通院をした日 (ウ)「がん」の治療を目的とする入院の退院日の翌日
「上皮内 新生物」 の場合	(ア)初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 (イ)「上皮内新生物」の治療を目的として手術、放射線治療（電磁波温熱療法を含む）、抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養のいずれかのための通院をした日 (ウ)「上皮内新生物」の治療を目的とする入院の退院日の翌日

*2 通院期間の全部または一部が、責任開始日前の保険期間中となる場合、責任開始日前の通院期間中の通院に対しては、通院給付金はお支払いしません。

次ページへ続く▶

特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
診断給付金複数回 支払特約 〔2025〕	複数回診断 給付金	「がん」の場合 (初回) 初めて「がん」と診断確定された月の初日から所定の期間*1を経過した日の翌日以後に、つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること*2 ②「がん」の治療を目的として、 つぎの(a)から(e)のいずれかに該当したとき (a)入院をしたとき (b)所定の手術を受けたとき (c)所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき (d)所定の抗がん剤治療を受けたとき (e)所定の緩和療養を受けたとき (2回目以降) 前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から所定の期間*1を経過した日の翌日以後に、上記の①および②に該当したとき	○	○	1 回につき ・がんの場合： 特約給付金額 ・上皮内新生物の場合： 特約給付金額× 上皮内新生物給付割合*3	・がん、上皮内新生物 それぞれ所定の 期間*1に1回 ・通算支払回数は 無制限
		「上皮内新生物」の場合 (初回) 初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から所定の期間*1を経過した日の翌日以後に、つぎの①および②に該当したとき ①「上皮内新生物」と診断確定されていること*2 ②「上皮内新生物」の治療を目的として、 つぎの(a)から(e)のいずれかに該当したとき (a)入院をしたとき (b)所定の手術を受けたとき (c)所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき (d)所定の抗がん剤治療を受けたとき (e)所定の緩和療養を受けたとき (2回目以降) 前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から所定の期間*1を経過した日の翌日以後に、上記の①および②に該当したとき				

*1「1 年型」の場合は1年、「2 年型」の場合は2年とします。
*2 支払事由に該当する日において、「がん」の存在が確認されていることを要します。「上皮内新生物」の場合も同様です。
*3 上皮内新生物給付割合は、10%または100%となります。

特約名称	給付金など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
がん先進医療・ 患者申出療養 特約	がん 先進医療・ 患者申出 療養給付金	「がん」の診断や治療の際に所定の 先進医療 または 患者申出療養 を受けた とき	○	—	1回につき先進医療 または患者申出療養 にかかる技術料の うち自己負担額と 同額	更新後の保険期間を 含め、通算2,000万 円まで
	がん 先進医療・ 患者申出 療養一時金	がん先進医療・患者申出療養給付金が 支払われる療養を受けたとき	○	—	1回につき 15万円	1保険年度 用語 に1回

先進医療とは
公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

患者申出療養とは
公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術を用いた療養のうち、患者の申出にもとづき、厚生労働大臣が認める医療技術をいいます。患者申出療養は、実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

※公的医療保険制度の給付について
「先進医療」を受けた場合、または「患者申出療養」を利用した場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。
ただし、「先進医療」「患者申出療養」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

※先進医療または患者申出療養の対象となる医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

特約名称	保障内容	免除事由	免除対象	
			がん	上皮内 新生物
がん診断保険料 払込免除特約	保険料 払込免除*	「がん」と診断確定されたとき	○	—
	「上皮内新生物 保障特則」を 付加した場合	「がん」または「上皮内新生物」と診断確定されたとき	○	○

* 保険料払込免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の**契約応当日** 用語 以後の主契約および特約の保険料(更新後の特約の保険料を含む)のお払込みを免除します。

用語

- 「**保険年度**」とは
契約日から1年ごとの期間のこと
- 「**契約応当日**」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

▶ 前ページからの続き

特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
治療後生活 サポート保障特約	治療後生活 サポート 給付金	「がん」の治療を目的として初めて主契約の 治療給付金の支払事由に該当した後、 支払 判定期間 中*1に、「がん」の治療を目的と して主契約の治療給付金が支払われなかつ たとき*2	○	—	1回につき 特約給付金額	保険期間を通じて 5回

*1 **支払判定期間**とは、つぎの①または②のいずれかの起算日からその日を含めた1年間をいいます。
①「がん」の治療を目的として主契約の治療給付金の支払事由に該当した日の属する月の翌月の初日
（ただし、「がん」の治療を目的として主契約の治療給付金が支払われる場合に限ります。）
②治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した日
*2 治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した場合、支払判定期間満了日の翌日を支払事由に該当した日とします。

特約名称	給付金	支払事由	支払額	支払限度
がん要精検後 精密検査 保障特約	要精検後 精密検査 給付金	つぎの①および②に該当したとき ①つぎの(ア)から(オ)のいずれかのがんについて、 所定のがんの検診 *3を受診し、医師により 要精密検査(「要確定精検」を含む) *4の判定を受けた こと (ア) 胃がん (イ) 子宮頸がん(女性のみ) (ウ) 肺がん (エ) 乳がん(女性のみ) (オ) 大腸がん ②所定のがんの検診を受けた翌日から180日以内に、 ①の判定にもとづき、治療を目的として、入院または 通院により公的医療保険制度において保険給付の 対象となる精密検査を受けたこと ※入院または通院において、精密検査以外の診療行為を 受けなかった場合でも、治療を目的とした精密検査 を受けたものとします。	1回につき2万円	・(ア)から(オ)の 検診ごとに 1保険年度に1回 ・更新後の保険 期間を含め、 通算20回

*3 **所定のがんの検診**とは、つぎのいずれかの検診項目を実施した場合で、公的医療保険制度において保険給付の対象とならない検診を
いいます。
(1) 受診日において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で指定されている検診項目
(2) (1)に定める検診項目よりも詳細な検査が可能であり、(1)に定める検診項目に準じるとアフラックが認めた項目
▶▶ (1)(2)の項目について、詳細は [P.32](#) をご確認ください。
(注1)対象となるがんの検診については、その受診方法(市区町村が健康増進事業として実施する検診、職域で実施する検診・健康
診断、人間ドックなど)や自己負担の有無は問いません。(市区町村が発行するクーポンの利用や、健康保険組合が支給する補
助金によって自己負担なく受診した検診も対象です。)
(注2)身体の異常の自覚などにより医療機関を受診し、医師が診療上必要な検査を実施する場合は、公的医療保険制度において保険
給付が行われるため、対象となるがんの検診に含みません。
この場合で、法令等にもとづき医療費の全額が公費負担となることにより、公的医療保険制度における保険給付の対象となら
ないときも同様です。
*4 **要精密検査**とは、がんの検診の結果により異常が認められ、詳細な検査が必要である状態をいいます。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で指定されている検診項目（2024年11月現在）

種類	検診項目
胃がん	つぎの①および②の両方 ①問診 ②胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれか
子宮頸がん	【子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診の場合】 つぎの①から④までのすべて ①問診 ②視診 ③子宮頸部の細胞診 ④内診 【HPV検査単独法による子宮頸がん検診の場合】 つぎの①から③までのすべて ①問診 ②視診 ③HPV検査 ※HPV検査で陽性となった場合に行われるトリアージ検査(細胞診)や、トリアージ検査で陰性となった 場合に行われる追跡検査(翌年度以降に行われる上記①～③の検査)も「HPV検査単独法による 子宮頸がん検診」に含まれます。
肺がん	つぎの①から③までのすべて ①質問または問診 ②胸部エックス線検査 ③喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診の対象者は、①の結果、原則として50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数) 600以上であることが判明した者(過去における喫煙者を含む)とします。
乳がん	つぎの①および②の両方 ①質問または問診 ②乳房エックス線検査(マンモグラフィ)
大腸がん	つぎの①および②の両方 ①問診 ②便潜血検査

上記検診項目よりも詳細な検査が可能であり、上記検診項目に準じるとアフラックが認めた項目（2024年11月現在）※

種類	検診項目
胃がん	—
子宮頸がん	子宮・卵巣(骨盤)MRI検査
肺がん	胸部CT検査
乳がん	乳房超音波(エコー)検査 乳房MRI検査
大腸がん	大腸内視鏡検査 注腸エックス線検査 大腸CT検査

※最新の情報は下記ホームページをご確認ください。
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyuu/>

 PET (PET-CT) 検査、全身MRI検査など、上記のがんに特定せず全身を検査対象とする検査は含みません。

次ページへ続く▶

特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
がん特定治療 保障特約	特定保険外 診療給付金	「がん」の治療を目的として、 がん診療連携拠点病院等 で、 特定保険外診療*1によって、 つぎの①から③のいずれかを 受けたとき ①手術 ②放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療・ホルモン療法	○	—	支払事由に該当する 月ごとに 特定保険外診療 給付金額	• 支払事由に該当 する月につき1回 • 更新後の保険期間 を含め、通算12回
	がんゲノム プロファイ リング 検査給付金	「がん」の治療を目的として、 公的医療保険制度における 医科診療報酬点数表に検体検査実施料の 算定対象として列挙されている がんゲノムプロファイリング検査*2を 受けたとき	○	—	支払事由に該当する 月ごとに 10万円	支払事由に該当 する月につき1回

がん診療連携拠点病院等とは
厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」および「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。

①がん診療連携拠点病院
②特定領域がん診療連携拠点病院
③地域がん診療病院
④小児がん中央機関
⑤小児がん拠点病院

がんゲノムプロファイリング検査（がん遺伝子パネル検査）とは
主にがんの組織を用いて、1回の検査でがんに関連する多数の遺伝子を同時に調べる検査で、遺伝子変異を明らかにすることにより、一人ひとりの体質や病状にあわせて治療などを行うことを目的とするものです。

- *1 **特定保険外診療**とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。
- ①先進医療
②患者申出療養
③厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン療法
- *2 公的医療保険制度の対象となる**がんゲノムプロファイリング検査**を受けるには所定の要件を満たす必要があります。
- 公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。
- 公的医療保険制度等の変更が行われた場合で、**がんゲノムプロファイリング検査**と同種の検査であるとアフラックが認めた検査について、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その検査を対象に含めることがあります。
- ※がんゲノムプロファイリング検査給付金の請求にあたって入手する検査に関する情報は「検査有無および検査実施日」のみです。具体的な遺伝情報は入手しません。

特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
外見ケア 特約	外見ケア 給付金	「がん」の治療を原因として、頭髮に脱毛の 症状が生じたと医師に診断されたとき	○	—	10万円	更新後の保険期間を 含め、1回
		「がん」の治療を目的とするつぎの①② いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術 または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の 切断術(四肢切断術を含む)	○	—	20万円	更新後の保険期間を 含め、①②それぞれ 1回ずつ
女性がん特約 〔2018〕	女性特定 ケア給付金	「がん」の治療を目的とするつぎの手術を 受けたとき ①乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む) ②子宮全摘出術 ③卵巢全摘出術	○	—	1回につき 20万円	更新後の保険期間を 含め、 ①乳房観血切除術： 1乳房につき1回ずつ ②子宮全摘出術：1回 ③卵巢全摘出術：1卵 巣につき1回ずつ
	乳房再建 給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血 切除術を受けた乳房について、乳房再建術 を受けたとき	○	—	1回につき 50万円	更新後の保険期間を 含め、1乳房につき 1回ずつ

保障内容に関する注意事項

詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕

治療給付金

入院	○支払対象	医師に大腸がんと診断確定され、その治療を目的とした入院
	✕支払対象外	良性の大腸ポリープの治療のための入院、治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院
手術	○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髓移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）
	✕支払対象外	・診断・検査（生検・腹腔鏡検査など）のための手術など ・先進医療・患者申出療養に該当する場合
放射線治療	○支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療（電磁波温熱療法を含む） ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
	✕支払対象外	・血液照射 ・内服、坐薬、点滴注射などによる投与の場合 ・先進医療・患者申出療養に該当する場合
抗がん剤治療・ホルモン療法	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤治療・ホルモン療法による治療（経口投与を含む） ※支払事由の所定の抗がん剤治療・ホルモン療方は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
	✕支払対象外	・治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン療法 ・先進医療・患者申出療養に該当する場合
緩和療養	○支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める「薬剤料」または「処方せん料」が算定される疼痛緩和薬および「神経ブロック料」が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により「緩和ケア病棟入院料」「緩和ケア診療加算」または「有床診療所緩和ケア診療加算」が算定される施設への入院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により「在宅患者診療・指導料」（往診料は除く）が算定される在宅医療
	✕支払対象外	・疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合 ・先進医療・患者申出療養に該当する場合

がん入院特約

○支払対象	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院
✕支払対象外	治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院

- 同一の日に入院を2回以上した場合は、**1回分のみ支払います。**

がん通院特約〔2025〕

○支払対象	●初めて「がん」と診断確定された場合 初めて「がん」と診断確定された場合、「診断確定された日の前日から遡った60日間」および「診断確定された日を含めた5年間」が通院期間となります。通院期間中に、「がん」による入院などにより新たな起算日が生じた場合には、その日から新たに5年間の通院期間を起算します。この支払対象期間中の「がん」の治療のための通院が支払対象となります。 （例）
✕支払対象外	●すでに「がん」と診断確定されており、別の「がん」と診断確定された場合 初めて「がん」と診断確定された場合を除き、診断確定された日は通院期間の起算日になりません。初めて診断確定された「がん」でない場合、「診断確定された日の前日から遡った60日間」の通院保障はありません。 （例）

①治療のための通院	手術	○支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髓移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）のための通院 ・先進医療に該当する手術のための通院
	放射線治療	○支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療（電磁波温熱療法を含む）のための通院 ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院 ・先進医療に該当する放射線治療のための通院
		✕支払対象外	血液照射のための通院
	抗がん剤治療	○支払対象	・厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院（抗がん剤の処方のための通院も含む） ・先進医療に該当する抗がん剤治療のための通院
	ホルモン療法	○支払対象	・厚生労働大臣の承認を受けたホルモン療法による治療および治験薬剤によるホルモン療法のための通院（ホルモン療法薬の処方のための通院も含む） ・先進医療に該当するホルモン療法のための通院
②通院期間中の通院	緩和療養	○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める「薬剤料」または「処方せん料」が算定される疼痛緩和薬および「神経ブロック料」が算定される神経ブロックが使用された通院
		○支払対象	診察や投薬（経口投与を含む）、処置のための通院

- ①②両方の支払事由に該当した場合、**重複支払いはありません。**
- 同一の日に通院を2回以上した場合は、**1回分のみ支払います。**
 - 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしている日に通院をした場合には**通院給付金は支払われません。**

診断給付金複数回支払特約〔2025〕

○支払対象

1年型の場合

初めて「がん」と診断確定された月の初日から1年*1以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のため以下の①から⑤のいずれかに該当した場合*2

①入院 ②所定の手術 ③所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ④所定の抗がん剤治療 ⑤所定の緩和療養

(例) 「がん」と診断確定された月の初日 1年*1経過

1年間*1

お支払い

(診断給付金をお支払い)

がんの治療のための①から⑤いずれかに該当

「がん」の存在が確認されていること

初めて「がん」と診断確定された月の初日から1年*1経過する前に、がん治療のための入院を開始し、1年*1経過後も「がん」が存在し、継続入院している場合*2

(例) 「がん」と診断確定された月の初日 1年*1経過

1年間*1

お支払い

(診断給付金をお支払い)

入院

「がん」の存在が確認されていること

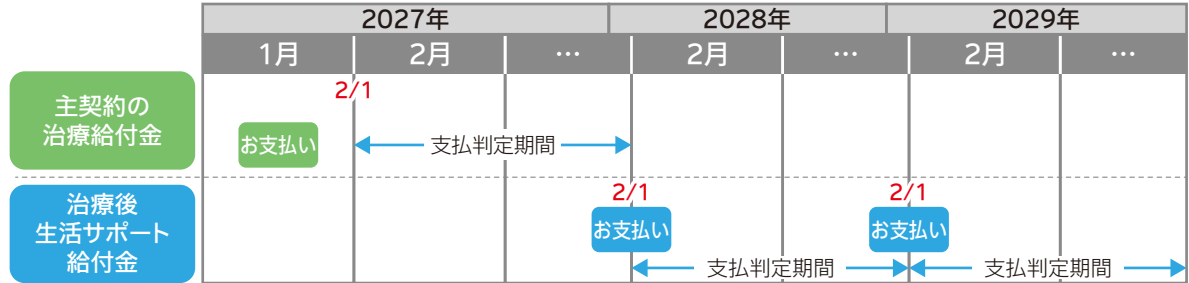
*1 「2年型」の場合は2年となります。
*2 「上皮内新生物」の場合も同様です。

治療後生活サポート保障特約

例1

支払判定期間中に「がん」の治療給付金の支払いがない場合

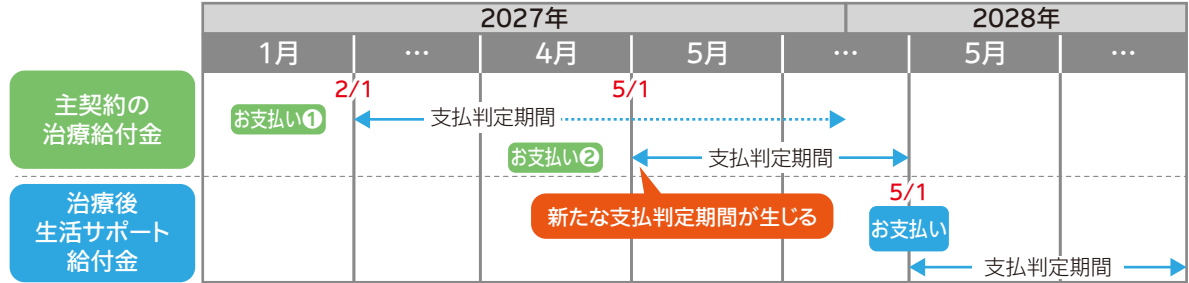
- 「がん」により、主契約の治療給付金の支払事由に該当した月の翌月初日から1年間の支払判定期間中に「がん」による主契約の治療給付金の支払いがなければ、支払判定期間満了日の翌日を治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した日とします。
- この場合、治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した日を起算日として、新たな支払判定期間が生じます。



例2

支払判定期間中に「がん」の治療給付金の支払いがある場合

- お支払い①の支払判定期間中に、お支払い②(「がん」による主契約の治療給付金の支払い)があったときは、お支払い②の翌月初日を起算日として新たな支払判定期間が生じ、その支払判定期間中に「がん」による主契約の治療給付金の支払いがなければ支払判定期間の満了日の翌日を治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した日とします。

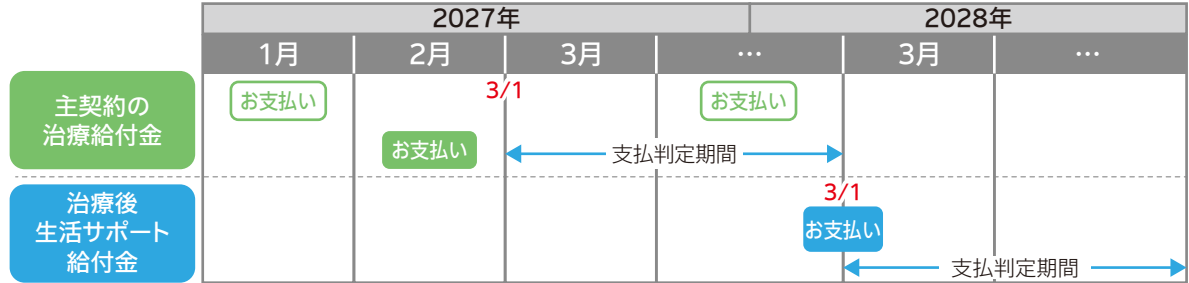


例3

支払判定期間中に「上皮内新生物」の治療給付金の支払いがある場合

- 「上皮内新生物」により、主契約の治療給付金の支払事由に該当した場合は、治療後生活サポート給付金の支払判定期間の起算日にはなりません。

※なお、「上皮内新生物」の治療による主契約の治療給付金が支払われた月に「がん」の治療により主契約の治療給付金の支払事由に該当した場合は、「がん」の治療による主契約の治療給付金が支払われたものとします。



お支払い ...「がん」による主契約の治療給付金の支払い お支払い ...「上皮内新生物」による主契約の治療給付金の支払い

•被保険者が、支払判定期間中に死亡した場合は、治療後生活サポート給付金をお支払いしません。

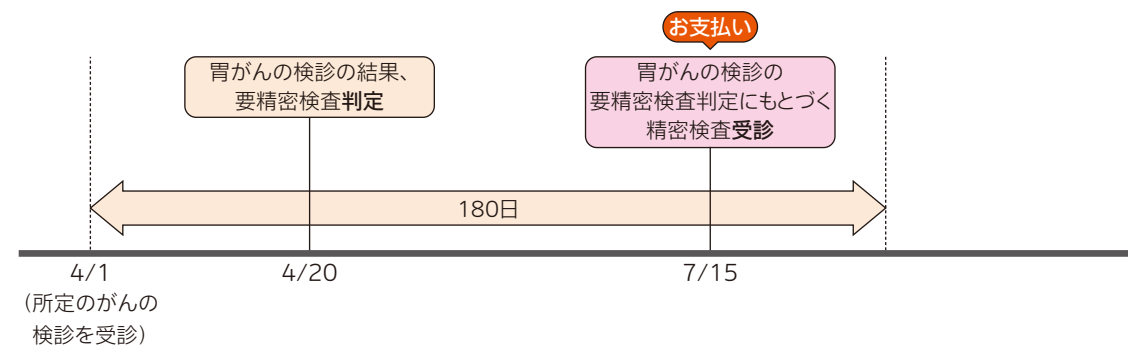
次ページへ続く▶

がん要精検後精密検査保障特約

○ 支払対象

● がんの検診の翌日から180日以内に精密検査を受診した場合

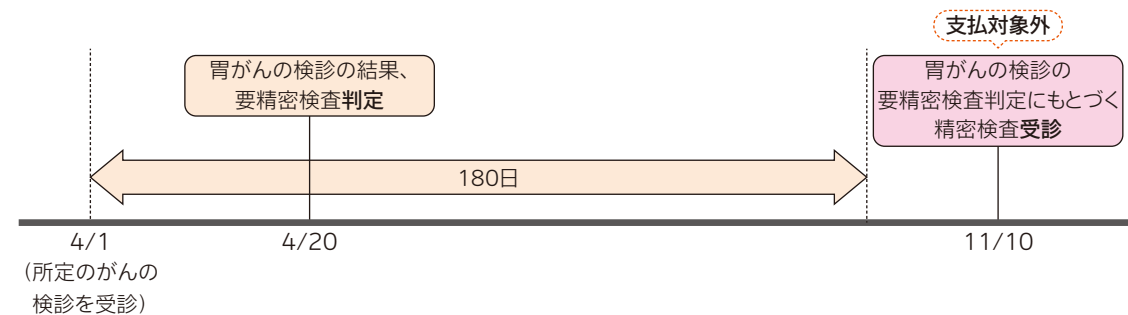
所定のがんの検診を受診した翌日から180日以内に精密検査を受けた場合、給付金をお支払いします。



× 支払対象外

● がんの検診の翌日から181日以上経過後に精密検査を受診した場合

所定のがんの検診を受診した翌日から181日以上経過後に精密検査を受けた場合は、給付金をお支払いしません。

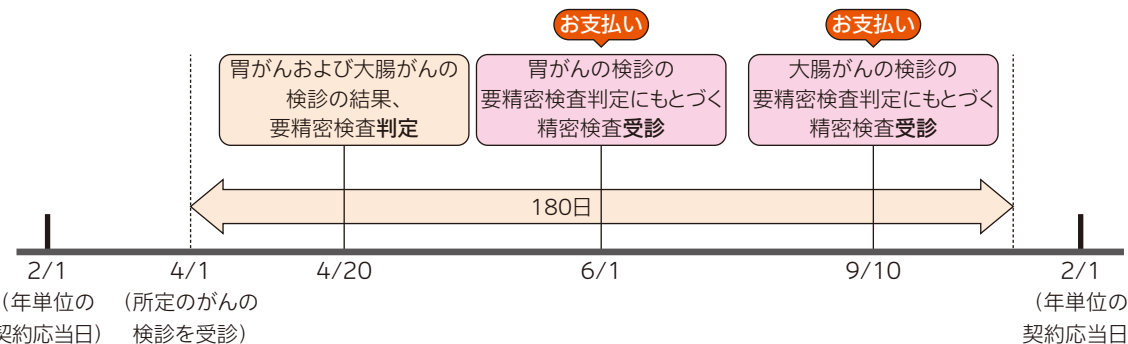


○ 支払対象

● 同一保険年度に複数のがんの検診に対して精密検査を受診した場合

所定のがんの検診を受診し、複数のがんの検診に対して精密検査を受けた場合、つぎの(ア)から(オ)の検診ごとに1保険年度に1回給付金をお支払いします。

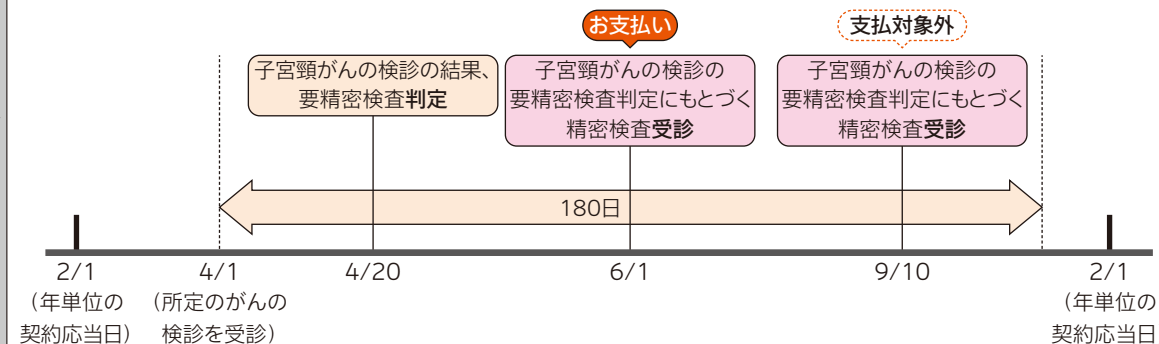
(ア) 胃がん (イ) 子宮頸がん(女性のみ) (ウ) 肺がん (エ) 乳がん(女性のみ)
(オ) 大腸がん



× 支払対象外

● 同一保険年度に同一のがんの検診に対して精密検査を複数回受診した場合

同一保険年度に同一のがんの検診に対して精密検査を複数回受診した場合、2回目以降の精密検査については、給付金をお支払いしません。



○ 支払対象

● 所定のがんの検診によって、がんと診断確定された場合

所定のがんの検診を受診した結果、要精密検査の判定を受けることなく、がん(*のがんに限りません)と診断確定された場合には、給付金をお支払いします。

× 支払対象外

● がんと診断確定された後に、がんの検診を受診した場合

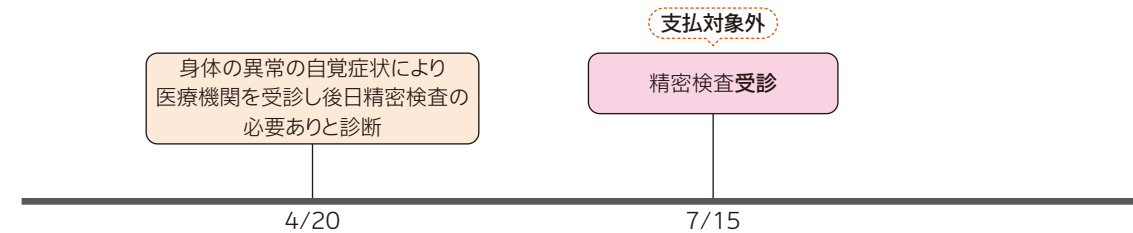
がん*と診断確定された後(がんの検診を受診していない場合も含む)は、その診断確定されたがんに対応する部位についてがんの検診を受診した場合であっても給付金をお支払いしません。

* (ア) 胃がん (イ) 子宮頸がん(女性のみ) (ウ) 肺がん (エ) 乳がん(女性のみ) (オ) 大腸がん

× 支払対象外

● 身体の異常の自覚症状があり医療機関を受診した後に、精密検査を受けた場合

身体の異常の自覚症状があり医療機関を受診した後に精密検査を受けても、所定のがんの検診を受診していないため、給付金をお支払いしません。



つぎのいずれかに該当する場合は、検診の判定区分の名称を問わず、要精密検査の判定を受けたものとします。

- ① 受診したがんの検診が医師の指示による精密検査と同等の検査であるとアフラックが認めた場合で、同一の検査が必要であると医師によって判定されたとき
- ② がんの検診の結果により異常が認められ、新たに治療が必要であると医師によって判定されたとき

次ページへ続く ▶

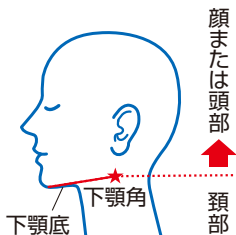
がん特定治療保障特約

○支払対象	がん診療連携拠点病院等*での国内未承認薬や適応外薬の使用
✕支払対象外	・手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン療法以外の治療を受けた場合 ・手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン療法を受けた病院が、がん診療連携拠点病院等に該当しない場合

* 特定保険外診療を受けた時点において、がん診療連携拠点病院等に指定されている必要があります。

外見ケア特約

- 「顔または頭部」には「頸部」は含みません。
- 「顔または頭部」と「頸部」の境界は、前面と側面は下顎底、下顎角より後方は左右の下顎角を頸部後方で結んだ線とし、耳下腺、舌下腺、顎下腺、口腔、舌、上咽頭、中咽頭、鼻腔、副鼻腔などは「顔または頭部」に含みます。
- 下咽頭、喉頭、甲状腺、気管、食道などは「頸部」にあたるため、「顔または頭部」には含みません。



女性がん特約〔2018〕

女性特定ケア給付金

✕支払対象外	・診断および検査のための手術 ・両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術
--------	---

- 両側の乳房観血切除術を同時に受けた場合、給付金の**重複支払いはありません。**
- 両側の卵巣全摘出術を同時に受けた場合、給付金の**重複支払いはありません。**
- 乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち**2種類以上の手術**を同時に受けた場合は、**いずれか1種類の手術についてのみ給付金を支払います。**

乳房再建給付金

✕支払対象外	両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術
--------	--

- 両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金の**重複支払いはありません。**

お支払いの対象となる「『がん』の治療」の範囲について

お支払いの対象となる「『がん』の治療」には、手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン療法など、「がん」そのものへの直接的な治療だけではなく、「がん」が存在することによって生じた直接の合併症に対する治療や、「がん」の治療によって生じた直接の合併症に対する治療も含まれます。

「がん」が存在することによって生じた直接の合併症の治療の例	・胆管がんにより胆汁の流れが障害されたために生じた黄疸の治療 ・悪性脳腫瘍により生じた意識障害の治療 など
「がん」の治療によって生じた直接の合併症の治療の例	・「がん」の開腹手術後に生じた手術跡のふくらみ(腹壁癒痕ヘルニア)の治療 ・食道がんの抗がん剤治療直後の白血球減少により生じた日和見感染症(肺炎)の治療 ・すい臓全摘手術後にインスリンの分泌がなくなることにより生じた糖尿病の治療 など

ただし、「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいえない症状や障害に対する治療については「がん」の治療には含みません。

「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいえない治療の例	・加齢により筋力が弱まっている方が、「がん」に対する開腹手術後に、腹圧が上昇したことにより生じた脱腸(鼠径ヘルニア)の治療 ・高齢により嚥下(えんげ)能力が低下している方が、食道がんの手術後に誤嚥(ごえん)性肺炎を発症した場合の肺炎の治療 ・血圧が高めであった方が、胃がんの手術後に発症した脳梗塞の治療 など
----------------------------------	--

主契約の支払限度到達後の取扱い(「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合)

治療給付金の支払限度に到達し、かつ、診断給付金の支払限度に到達したとき(「診断給付金不担保特則」が付加されている場合は、治療給付金の支払限度に到達したとき)は、主契約の保障はなくなりますが、この保険契約は消滅せず、付加されている特約を継続することができます。この場合、主契約の保険料のお払込みは不要となりますが、付加されている特約の保険料をお払込みいただく必要があります。なお、給付のある特約がすべて消滅したときは、この保険契約は消滅します。

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

がん先進医療・患者申出療養特約	がん先進医療・患者申出療養給付金の支払限度に達したとき
治療後生活サポート保障特約	支払限度に達したとき
がん要精検後精密検査保障特約	つぎの①②いずれかに該当したとき ①支払限度に達したとき ②被保険者が女性の場合は胃、子宮頸部、肺、乳房および大腸のすべての部位について、被保険者が男性の場合は胃、肺および大腸のすべての部位について、がんと診断確定されたとき ※②に該当した場合は、裏面に記載のアフラックコールセンターにご連絡ください。
がん特定治療保障特約	特定保険外診療給付金の支払限度に達したとき ※がんゲノムプロファイリング検査給付金をお支払いしていない場合であっても消滅します。
外見ケア特約	外見ケア給付金のすべての支払限度に達したとき
女性がん特約	つぎの①②いずれかに該当したとき ①給付金のすべての支払限度に達したとき ②支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき ※②に該当した場合は、裏面に記載のアフラックコールセンターにご連絡ください。

04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

契約者配当金

この商品には、**契約者配当金がありません。**

解約払戻金

主契約(がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕)の解約払戻金については、下記のとおりです。
特約には**解約払戻金がありません。**

解約払戻金 有型 の場合	●契約後短期間で解約した場合、通常は解約払戻金が全くないか、あってもごくわずかです。 また、解約払戻金は経過年数によって増加しますが、一定期間経過後は減少していきます。 ●解約払戻金は、契約年齢、保険期間、経過年数などによって異なります。
解約払戻金 無型 の場合	＜終身払の場合＞ ●解約払戻金はありません。 ＜払済の場合＞ ●保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。 ●保険料払込期間満了後は、治療給付金額と同額の解約払戻金があります。ただし、「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合、主契約の支払限度到達後は、解約払戻金のお支払いはありません。

※解約払戻金のお支払いには、契約者からのご請求が必要となります。

死亡返還金

主契約(がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕)のご契約のタイプによっては、被保険者が死亡した場合、死亡返還金として下記の金額をお支払いします。
特約には**死亡返還金がありません。**

解約払戻金 有型 の場合	●被保険者が死亡した場合、経過年数に応じた死亡返還金をお支払いします。 なお、死亡返還金は治療給付金額を下回らないものとします。
解約払戻金 無型 の場合	＜終身払の場合＞ ●死亡返還金はありません。 ＜払済の場合＞ ●保険料払込期間中は、死亡返還金はありません。 ●保険料払込期間満了後は、治療給付金額と同額の死亡返還金があります。ただし、「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合、主契約の支払限度到達後は、死亡返還金のお支払いはありません。

※死亡返還金のお支払いには、契約者からのご請求が必要となります。

※保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)の属する日から3年以内に被保険者が自殺した場合など、死亡返還金をお支払いできない場合があります。

▶▶詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

05 保険料のお払込方法・特約の更新などについて

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については「**保険料表**」[P.13～20](#)、「**設計書**」などをご確認ください。

払込期間

保険料払込期間には、「終身払」「60歳払済」「65歳払済」「2年払済」「10年払済」があります。

お払込方法

保険料のお払込方法には、「月払」「半年払」「年払」「前納」があります。

■「前納」について

「前納」のお取扱いについては下記の表をご確認ください。
※下記の表に記載の「更新型の特約」とは、＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞のことをいいます。

前納	保険料払込期間	ご確認いただきたいこと
・全期前納 ・前納 (2年間・10年間)	2年払済 10年払済	●2年間分または10年間分の保険料を、ご契約時にまとめてお払込みいただくお取扱いです。 ＜更新型の特約を付加しない場合＞ ●「全期前納」となります。 ＜更新型の特約を付加する場合＞ ●「前納(2年間・10年間)」となります。更新型の特約の保険料は、前納(2年間)の場合は3年目以降、前納(10年間)の場合は11年目以降もお払込みが必要となります。

▶▶保険料払込期間については、[02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間など\)](#)[P.24～26](#)をあわせてご確認ください。

➕補足

保険料払込期間が終身払・60歳払済・65歳払済の場合、前納のお取扱いはありません。

特約の更新

下記の特約は、健康状態にかかわらず、**自動的に更新(自動更新)されます。更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。また、＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金額や回数を通算して判定します。

▶▶詳細は[しおり 更新について](#)をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
がん先進医療・患者申出療養特約	満85歳以下	10年*	●満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。 ●保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。
がん要精検後精密検査保障特約			
がん特定治療保障特約			
外見ケア特約	満70歳以下	10年*	●更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合には、80歳満期として更新します。 ●保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。
女性がん特約	満71歳～満79歳	80歳満期	

* 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となり、その後の特約の保険期間は10年で自動更新されます。
なお、主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます。**ただし、特約保険料がアフラックの定める条件を満たすときは、お申し出により月払または半年払への変更が可能です。

次ページへ続く▶

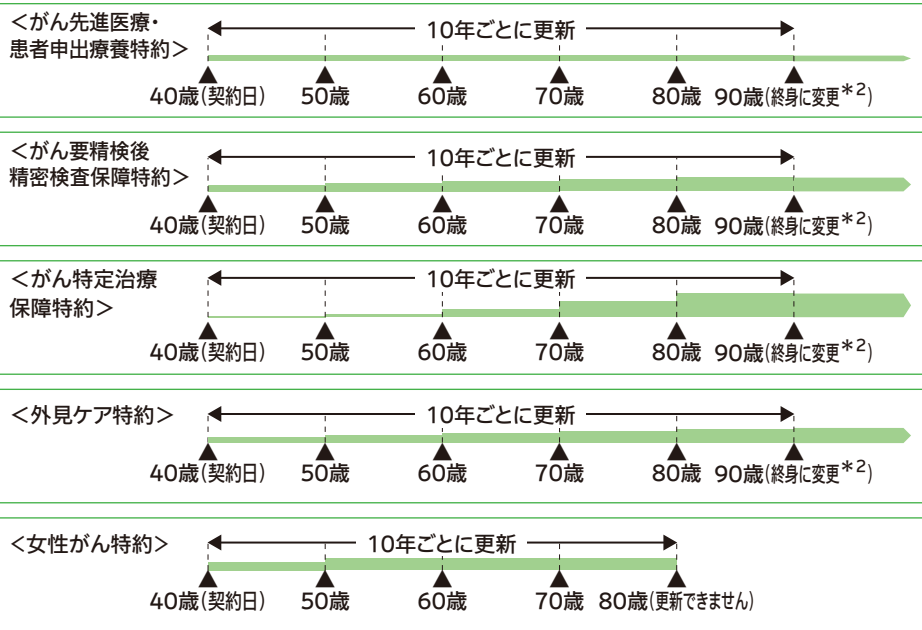
●「主契約」＜がん入院特約＞＜がん通院特約＞＜診断給付金複数回支払特約＞＜治療後生活サポート保障特約＞の保険料
ご契約時のまま、保険料は定額です。



●＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞の保険料

- 10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただきます。
- 同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は更新前より高くなる場合があります。

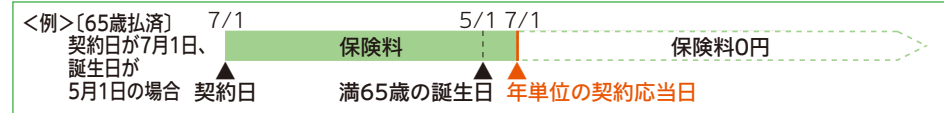
[イメージ図]40歳でご契約の場合



*1 主契約の保険料払込期間
*2 満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。

*1
終身払

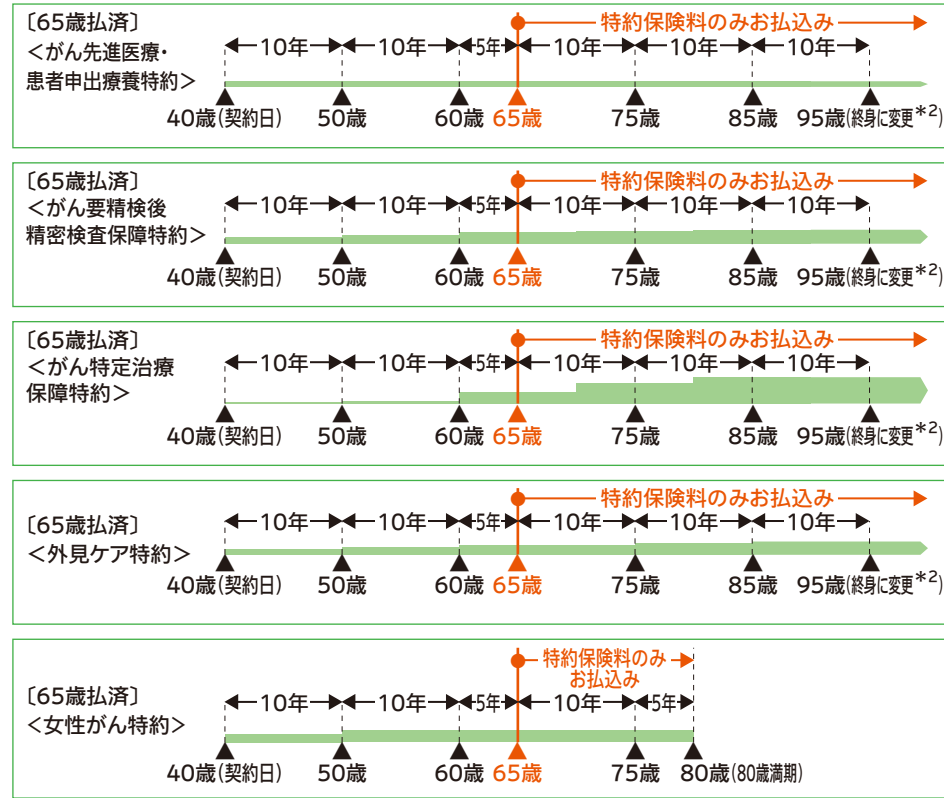
●「主契約」＜がん入院特約＞＜がん通院特約＞＜診断給付金複数回支払特約＞＜治療後生活サポート保障特約＞の保険料
満60歳または満65歳の誕生日以降に迎える最初の**年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。**



●＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞の保険料

- 10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただきます。
- 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。
- 同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は更新前より高くなる場合があります。

[イメージ図]40歳でご契約の場合

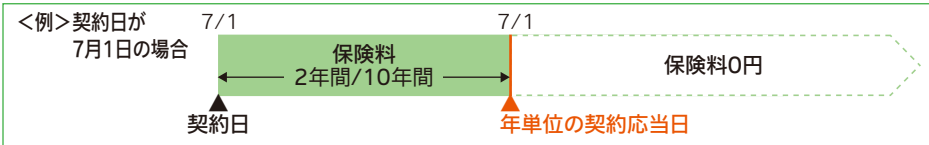


*1 主契約の保険料払込期間
*2 満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。

*1
60歳払済

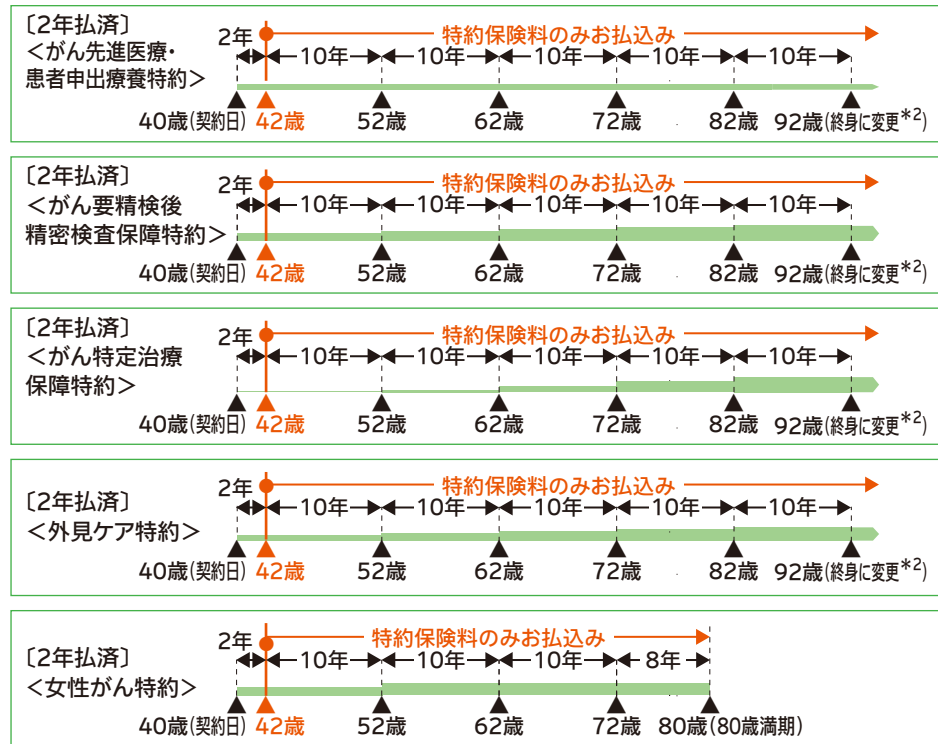
*1
65歳払済

- 「主契約」＜がん入院特約＞＜がん通院特約＞＜診断給付金複数回支払特約＞＜治療後生活サポート保障特約＞の保険料
契約日から2年後または10年後の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。



- ＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞の保険料
- ご契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。
 - 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。
 - 10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 - 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただきます。
 - 同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は更新前より高くなる場合があります。

【イメージ図】40歳でご契約の場合



*1 主契約の保険料払込期間

*2 満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。

- 保険料払込期間が2年払済・10年払済の場合、保険料払込期間満了日までの保険料をまとめてお支払いいただくこともできます。

全期前納
*
(2年払済
10年払済)

「主契約」＜がん入院特約＞＜がん通院特約＞＜診断給付金複数回支払特約＞＜治療後生活サポート保障特約＞の保険料
保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお支払いいただきます。以後の保険料のお支払いはありません。
※＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞のお取扱いはありません。

前納
*
(2年間
10年間)

- 「主契約」＜がん入院特約＞＜がん通院特約＞＜診断給付金複数回支払特約＞＜治療後生活サポート保障特約＞の保険料
保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお支払いいただきます。
- ＜がん先進医療・患者申出療養特約＞＜がん要精検後精密検査保障特約＞＜がん特定治療保障特約＞＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞の保険料
主契約の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお支払いいただきます。特約を継続される場合は、前納(2年間)の場合は3年目以降、前納(10年間)の場合は11年目以降に上記更新型の特約保険料のお支払いが必要となります。

* 主契約の保険料払込期間

補足

- ご契約時にまとめてお支払いいただいた保険料(前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- 半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお支払いが不要となった場合には、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。
- 前納では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお支払いが不要となった場合には、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返します。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
- 前納は、貯蓄型のプランではありません。したがって満期保険金ではなく、解約された場合もお返しする解約払戻金や未経過保険料などは、前納保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。
- 保険料を前納した期間は、給付金などの減額など契約内容の変更が制限されます。

06 保険料お払込みの流れ

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料お払込みの流れは、お払込方法により異なります。なお、**保障の開始までには3カ月の 待ち期間（保障されない期間）があります。**

▶▶保障の開始について、詳細は **注意喚起情報 P.58** をご確認ください。

※つぎに記載以外の例についてはお問い合わせください。

〔保険料払込方法〕第1回保険料のお払込みには、つぎの方法があります。

〔契約日〕保険料などの計算の基準日（契約年齢は契約日現在の満年齢となります）

〔責任開始日〕ご契約上の保障を開始する日

！ <ご注意ください> 「責任開始期に関する特約」の付加の有無、第1回保険料払込方法によって、契約日および保障の始まる日（責任開始日）が異なります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払込みの流れ

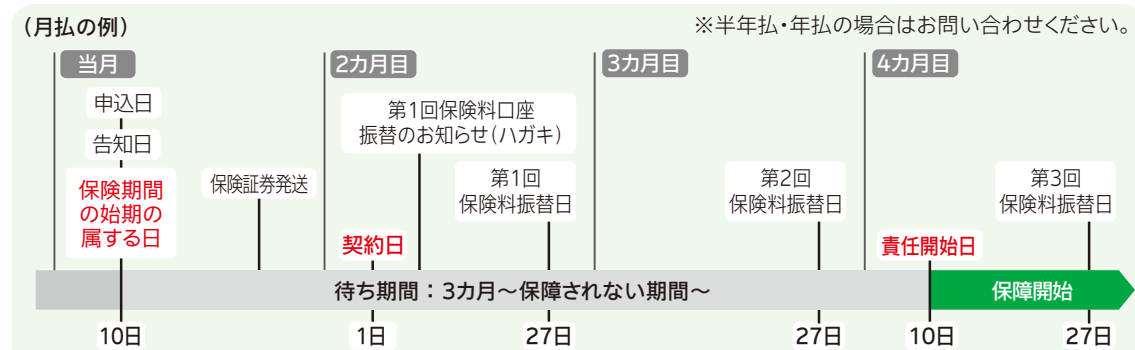
※申込日とは、アフラック（募集代理店を含む）が申込書を受領した日をいいます。

終身払・払済

第1回保険料より、契約者の指定口座から自動振替される場合

● 契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日

！ 責任開始日：申込日または告知日のいずれか遅い日からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日



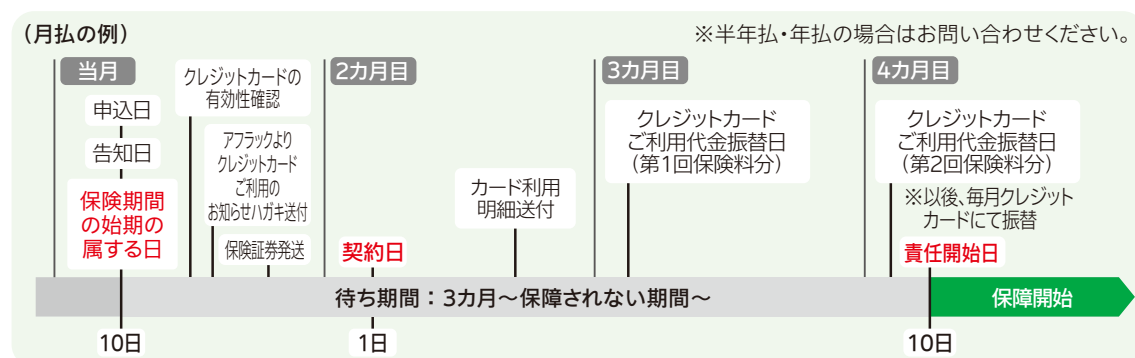
※第1回保険料の口座振替は、アフラックが申込書を受付した日によって異なります。
＜契約日が属する月の3営業日目までにアフラックで申込書を受付した場合＞
第1回保険料の口座振替は、契約日が属する月となります。
＜上記以降にアフラックで申込書を受付した場合＞
第1回保険料の口座振替は、第2回保険料とあわせて、契約日が属する月の翌月となります。

- 保険料振替日は毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- 初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」（ハガキ）にてご確認ください。

第1回保険料より、契約者のクレジットカードで保険料をお払込みされる場合

● 契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日

！ 責任開始日：申込日または告知日のいずれか遅い日からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日



- クレジットカードご利用代金振替日はご指定のクレジットカード種類により異なります。（クレジットカード会社から2回分をまとめて請求する場合や、請求が発生しない月がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

※前納は「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のみのお取扱いとなります。詳細は、**P.50** をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払込みの流れ

終身払・払済の場合

＜第1回保険料のお払込みと契約日・責任開始日について＞

第1回保険料は、アフラック指定の口座にお払込みいただきます。

● 契約日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日の翌月1日

！ 責任開始日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日

＜第2回以後の保険料のお払込みについて＞

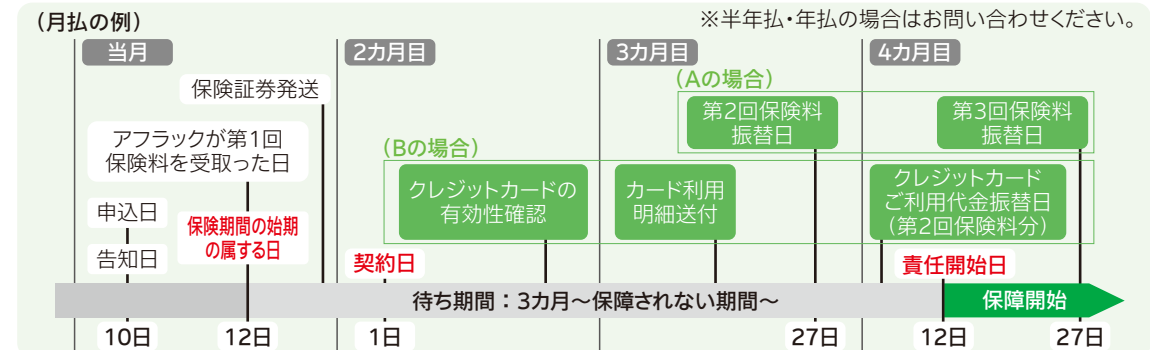
第2回以後の保険料のお払込経路はつぎの2種類からお選びいただけます。

A. 契約者の指定口座からの自動振替によるお払込み

● 保険料振替日は振替月の27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

B. 契約者のクレジットカードによるお払込み

● クレジットカードご利用代金振替日はご指定のクレジットカード種類により異なります。（クレジットカード会社から2回分をまとめて請求する場合や、請求が発生しない月がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

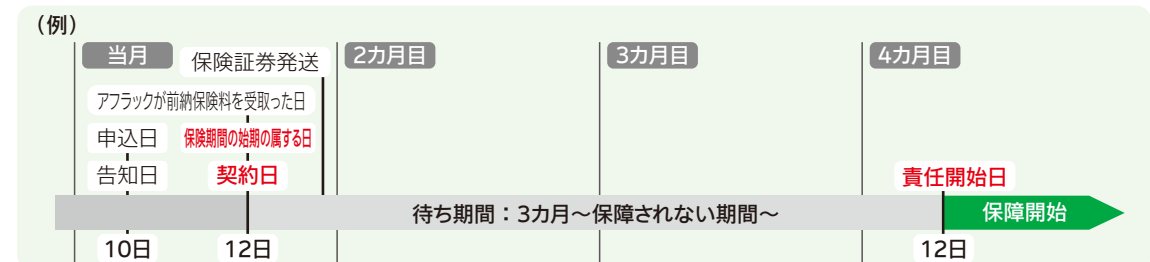


前納の場合

前納保険料は、アフラック指定の口座にお払込みいただきます。

● 契約日：告知日またはアフラックが前納保険料を受取った日のいずれか遅い日

！ 責任開始日：告知日またはアフラックが前納保険料を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日



補足

- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- 保険料のお払込経路には、上記のほかに、「勤務先などの団体や集団を通じてのお払込み（団体取扱特約・準団体取扱特約・集団取扱特約・特別集団取扱特約、以下「団体取扱」）」があります。団体取扱はお申込時のお取扱いがありませんが、ご契約後にお払込経路を変更することでお取扱いが可能な場合があります。具体的なお手続きについては、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

07 保険料に関する留意事項

保険料の前納

- 前納とは、個別取扱の場合で、保険料のお払込方法(回数)にしたがって所定の範囲で何回分かの保険料をまとめてお払込みいただく方法です。
- 前納をした場合には、所定の割引率または利率で保険料を割引きます。
- 主契約の保険料が前納の場合には、特約の保険料も前納となります。
- ご契約が前納途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、保険料前納金の残高があれば払戻します。
- 保険料を前納した期間は、保険金等の減額など契約内容の変更が制限されます。
▶▶詳しくは [しおり](#) **保険料の前納** をご確認ください。

保険料払込免除

＜がん診断保険料払込免除特約＞を付加すると、「がん*」と診断された場合、以後の主契約および特約の保険料のお払込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、ご契約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

* 「上皮内新生物保障特則」を付加した場合、「上皮内新生物」と診断された場合も免除の対象となります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、＜がん診断保険料払込免除特約＞を解約することができます。解約後の保険料は＜がん診断保険料払込免除特約＞を付加していない場合の保険料になります。

※「上皮内新生物保障特則」のみを解約することはできません。

▶▶詳細は [03](#) **給付金のお支払いなど** [P.30](#)、および [しおり](#) 「**がん診断保険料払込免除特約**」について をご確認ください。

累計払込保険料について

一般的に同一の保障内容の場合、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が累計払込保険料は少なくなります。が、契約年齢等一部の条件下においてこれが逆転する場合があります。

08 お引受けの条件

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。
- 被保険者の健康状態によっては、お申込みをお引受けできない場合があります。また、被保険者の健康状態によっては、「特別条件特則(特定疾病不担保法)」の条件を付けてお引受けできる場合があります。「特別条件特則(特定疾病不担保法)」の条件を付けてお引受けする場合、お客さまあてに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。「特別条件特則(特定疾病不担保法)」を付けた契約のご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。

特別条件特則 (特定疾病不担保法)	● アフラックが指定した特定疾病*について保障しない条件でご契約をお引受けするものです。 ● 本特則が付加された場合、アフラックが指定した特定疾病*はすべての保険期間にわたってお支払い(保障)の対象外となります。ただし、一部の特定疾病については、所定の期間経過後、本特則を適用せずお支払い(保障)の対象となる場合があります。詳細は P.53 【アフラックが特に指定した特定疾病について】をご確認ください。また、特定疾病が再発またはほかの部位に転移もしくは浸潤した場合もお支払い(保障)の対象外となります。 ※たとえば、乳房の悪性新生物・上皮内新生物を保障しないご契約において、乳がんが骨転移し、骨に対する治療を行った場合などはお支払い(保障)の対象となりません。なお、肺の悪性新生物・上皮内新生物を保障しないご契約において、子宮頸がんが肺に転移し、肺に対する治療を行った場合など、ほかの部位から転移または浸潤したものはお支払い(保障)の対象となります。
------------------------------	---

* アフラックが指定する特定疾病は、以下のいずれかとなります。

特定疾病一覧

部位	分類項目および基本分類コード	
1.甲状腺	悪性新生物	甲状腺の悪性新生物＜腫瘍＞(C73)
	上皮内新生物	その他及び部位不明の上皮内癌(D09)中、甲状腺及びその他の内分泌腺(D09.3)に分類される甲状腺の上皮内癌
2.前立腺	悪性新生物	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞(C61)
	上皮内新生物	その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中、前立腺(D07.5)
3.子宮頸部	悪性新生物	子宮頸部の悪性新生物＜腫瘍＞(C53)
	上皮内新生物	子宮頸(部)の上皮内癌(D06)(異形成を含む)
4.乳房	悪性新生物	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞(C50)
	上皮内新生物	乳房の上皮内癌(D05)(異形成を含む)
5.胃	悪性新生物	胃の悪性新生物＜腫瘍＞(C16)
	上皮内新生物	口腔、食道及び胃の上皮内癌(D00)中、胃(D00.2)(異形成を含む)
6.大腸	悪性新生物	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞(C18)
		直腸S状結腸移行部の悪性新生物＜腫瘍＞(C19)
		直腸の悪性新生物＜腫瘍＞(C20)
	上皮内新生物	その他及び部位不明の消化器の上皮内癌(D01)中、結腸(D01.0)(異形成を含む)
		その他及び部位不明の消化器の上皮内癌(D01)中、直腸S状結腸移行部(D01.1)(異形成を含む)
		その他及び部位不明の消化器の上皮内癌(D01)中、直腸(D01.2)(異形成を含む)
7.肺	悪性新生物	気管の悪性新生物＜腫瘍＞(C33)
		気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞(C34)
		心臓、縦隔及び胸膜の悪性新生物＜腫瘍＞(C38)中、胸膜(C38.4)
		中皮腫(C45)中、胸膜中皮腫(C45.0)
	上皮内新生物	中耳及び呼吸器系の上皮内癌(D02)中、気管(D02.1)(異形成を含む)
		中耳及び呼吸器系の上皮内癌(D02)中、気管支及び肺(D02.2)(異形成を含む)
8.肝臓	悪性新生物	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞(C22)
	上皮内新生物	その他及び部位不明の消化器の上皮内癌(D01)中、肝、胆のう＜嚢＞及び胆管(D01.5)に分類される肝及び肝内胆管の上皮内癌

※分類項目および基本分類コードは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2013年版)準拠」に記載された分類項目および基本分類コードをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

次ページへ続く▶

【アフラックが特に指定した特定疾病について】

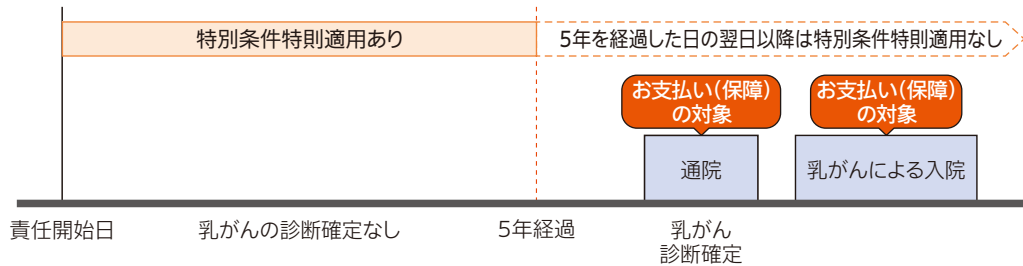
特定疾病のうち、「子宮頸部」「乳房」「胃」「大腸」「肺*1」については、「責任開始日*2からその日を含めて5年を経過した日」以前に悪性新生物と診断確定されなかった場合は、その翌日以降、「特別条件特則(特定疾病不担保法)」を適用せず、お支払い(保障)の対象となります。(悪性新生物と診断確定されたことの有無については、アフラックより確認のご連絡をいたします。)ただし、「責任開始日からその日を含めて5年以内に診断確定された上皮内新生物」は、その翌日以降もお支払い(保障)の対象外となります。

*1 告知の内容によっては、すべての保険期間にわたってお支払い(保障)の対象外となる場合がございます。

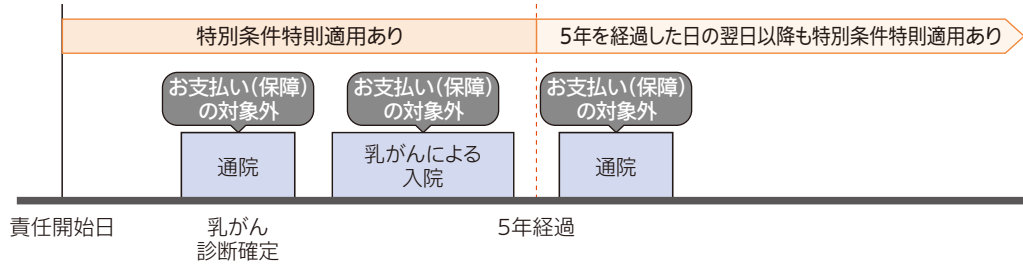
*2 復活の際に「特別条件特則(特定疾病不担保法)」を付加した場合は復活日とします。

例 <「乳房の悪性新生物・上皮内新生物」について特別条件特則(特定疾病不担保法)が適用された場合>

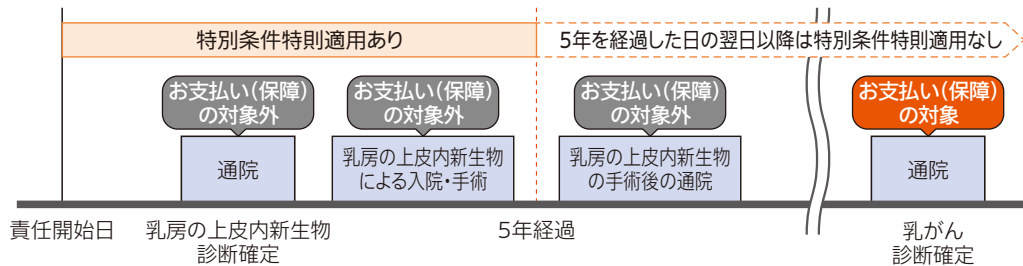
- ①「責任開始日からその日を含めて5年を経過した日」の翌日以降に初めて乳がんが診断確定された場合
5年以内に乳がんの診断確定がなかったため、5年を経過した日の翌日以降は特別条件特則(特定疾病不担保法)が適用されません。
そのため、5年を経過した日の翌日以降は乳房の悪性新生物はお支払い(保障)の対象となります。上皮内新生物も、5年を経過した日の翌日以降に診断確定されたものはお支払い(保障)の対象となります。



- ②「責任開始日からその日を含めて5年を経過した日」以前に乳がんが診断確定された場合
5年以内に乳がんの診断確定があるため、5年を経過した日の翌日以降も特別条件特則(特定疾病不担保法)が適用されます。
そのため、すべての保険期間にわたって乳房の悪性新生物・上皮内新生物はお支払い(保障)の対象となりません。



- ③「責任開始日からその日を含めて5年を経過した日」以前に乳房の上皮内新生物と診断確定された場合
責任開始日からその日を含めて5年以内に診断確定された「上皮内新生物」は、その翌日以降もお支払い(保障)の対象となりません。(なお、「責任開始日からその日を含めて5年を経過した日」の翌日以降に乳がんが診断確定された場合はお支払い(保障)の対象となります。)



- 下記のご契約の限度のほか、被保険者お一人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。
一部の通算限度については下記に記載していますが、詳細は募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度
主契約 がん保険2025 〔解約払戻金有型・無型〕	●治療給付金額 1契約につき、30万円まで(5万円以上、1万円単位) ●診断給付金額 1契約につき、治療給付金額の20倍まで(10万円以上、5万円単位)
がん入院特約	●入院給付金日額 1契約につき、60,000円まで(3,000円以上、1,000円単位) ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで
がん通院特約〔2025〕	●通院給付金日額 1契約につき、60,000円まで(3,000円以上、1,000円単位) ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで
診断給付金複数回支払特約〔2025〕	●特約給付金額 主契約の治療給付金額の20倍または200万円のいずれか小さい額まで(10万円以上、5万円単位) ・1契約につき、1特約のみ
がん先進医療・患者申出療養特約	・1契約につき、1特約のみ ※アフラックの先進医療の特約は、被保険者お一人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
治療後生活サポート保障特約	●特約給付金額 主契約の治療給付金額と同額まで(5万円以上、1万円単位) ・1契約につき、1特約のみ
がん要精検後精密検査保障特約	・1契約につき、1特約のみ
がん特定治療保障特約	・1契約につき、1特約のみ
外見ケア特約	・1契約につき、1特約のみ
女性がん特約〔2018〕	・1契約につき、1特約のみ ※アフラックの女性の手術に関する特約は、被保険者お一人につき通算して1特約のみご契約いただけます。

● 苦情・相談・照会について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談・照会については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶詳細は [注意喚起情報 P.63](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意ください事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

P.55～64

01	反社会的勢力に該当する場合	55
02	クーリング・オフ制度	56
03	告知義務	57
04	保障の開始	58
05	お支払いできない場合	59
06	給付金などのご請求	59
07	ご契約の無効および失効・復活	60
08	解約と解約払戻金	61
09	新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し	61
10	契約内容の見直し方法	62
11	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	63
12	苦情・相談・照会の窓口	63
13	税金のお取扱い	64
14	その他ご確認ください事項	64

注意喚起情報で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認くださいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力*¹に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*¹に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*¹ 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*² 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

クーリング・オフ制度

▶▶参照 しおり お申込にあたって

02

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- 契約者(ご契約を申込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内**(郵便の場合、**8日以内の消印有効**)であれば、申込まれたご契約の**撤回** またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日
2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受取った日」のいずれか遅い日

- お申込みの撤回などをした場合には、お支払いいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回などの方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、またはアフラックあてに郵便により文書を送付してください。

- アフラックホームページよりお申込みの撤回などをする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

こちらから
アクセス



- 郵便によりお申込みの撤回などをする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉をきれいに記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回などの理由および撤回などをする意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取下げること

告知義務

▶▶参照 しおり お申込にあたって

03

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります。(これを「告知義務」といいます。)
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

➕補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認することがあります。**

既往症や通院歴などがある場合

- アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じたお引受けを行っています。
- 健康状態によってはアフラックが指定する特定の疾病を保障しない「特別条件特則」を付加することでご契約をお引受けできる場合があります。
その場合、アフラックから手続きのご案内をお送りし、お申込みのご意向を確認させていただきます。

「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 用語 することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期の属する日から2年以内のとき
- 保険期間の始期の属する日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

保障の開始

▶▶参照 しおり お申込にあたって

04

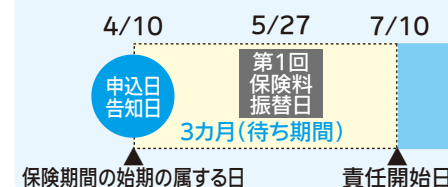
申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。この商品には、「責任開始日」までに **待ち期間** があります。アフラックがご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日(保険期間の始期の属する日)からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**を「責任開始日」とし、その日から保障を開始します。

〈例〉第1回保険料より口座振替、
申込日・告知日が4月10日の場合

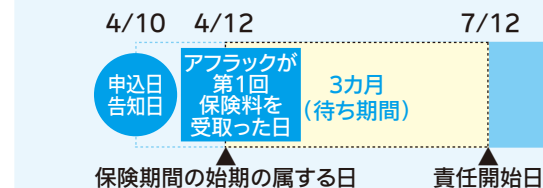


※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受取った日」のいずれか遅い日(保険期間の始期の属する日)からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**を「責任開始日」とし、その日から保障を開始します。

〈例〉第1回保険料をお払込み、告知日が4月10日、
アフラックが第1回保険料を受取った日が4月12日の場合



➕補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います。)

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

05

給付金などをお支払いできないことがあります。

●責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき

「がん(悪性新生物)」と診断確定されていた場合には、契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効(復活の場合は、復活のお取扱いの無効)となり、給付金などをお支払いできません。ただし、被保険者が、告知前または告知のときから責任開始日の前日以前にアフラックが指定した特定疾病の診断確定を受けていた場合、アフラックが指定した特定疾病の診断確定に限っては、無効とならない場合があります。

●責任開始日の前日以前に診断確定された「上皮内新生物」の場合

●告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合

●保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 **用語** している場合

●保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合

●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳細は **契約概要** P.27～42 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合は **P.59** の窓口までご連絡ください。

●支払事由については **契約概要** P.27～42 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合の具体例は、アフラックホームページに掲載していますのであわせてご確認ください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>

●被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

▶▶詳細は **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができない場合があります。

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

07

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

●第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります**。

●第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

●「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります**。

▶▶詳細は **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

この場合、あらためて告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

●復活を承諾したご契約の「復活日」は、「未払込保険料の払込日」もしくは「復活承認請求書の告知日」のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。

●「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

06

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

●給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、以下の方法でお問い合わせください**。

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。
請求書類のお取寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。



こちらからアクセス

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 **通話料無料**

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>
年中無休(24時間受付)

<オペレーターによる受付>
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

08 解約と解約払戻金

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

▶▶参照 [しおり](#) [ご契約後について](#)

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
 - 生命保険は預貯金などとは異なり、お払込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、全くないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
 - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
 - ご契約を解約すると、それに付加された特約・特則も同時に解約となります。
 - 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶詳細は [契約概要 P.43](#) をご確認ください。

09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

▶▶参照 [しおり](#) [お申込にあたって](#)

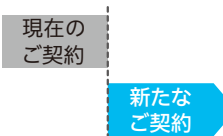
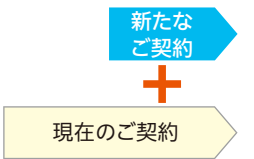
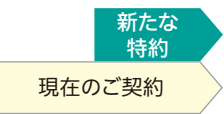
「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- お申込みする商品のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約や減額されたご契約をもとに戻すことはできません。
- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 契約内容の見直し方法には、条件付解約、追加契約、特約の中途付加などがあります。利用する方法によって**取扱条件や保険料が異なり、ご利用いただけない場合があります。**
- 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合は、あらためて告知（または診査）が必要になります。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 新たな保険契約の保険期間の始期の属する日を起算日として、「**告知義務違反**」による**解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶詳細は [03 告知義務 P.57](#) をご確認ください。
- お申込みする商品の責任開始日から一定期間、給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率などは現在ご契約の保険契約とお申込みする商品とでは異なる場合があります。
- お申込みする商品の責任開始日前に現在ご契約の保険契約を解約した場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
- 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しを行う際は、現在の契約内容（特約を含む）と新たなお申込み内容（特約を含む）との比較など、契約者ご自身で内容をご確認いただく必要があります。

10 契約内容の見直し方法

契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約	追加契約	特約の中途付加
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容等を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 
現在のご契約	消滅します*1	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、 <u>保険料が引き上げられることがあります。</u>	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。	被保険者の満年齢*2、保険料率*3により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。

*1 新たなご契約の契約日前日に解約となります。

また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします。（新たなご契約に充当はされません。）

*2 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。

主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります。（中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢。）

*3 中途付加日時点における保険料率となります。

- いずれの方法をご利用いただく場合もあらためて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態によっては、ご利用できない場合があります。**
- ご契約中の特約を解約して新たな特約を中途付加する場合、新たな特約の保障の開始まで「待ち期間（保障されない期間）」があるため、**ご契約中の特約と新たな特約ともに保障の対象とならない期間があります。**



現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取扱いきれない場合があります。

各がん保険の見直し方法の詳細については、アフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

11

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。
- ▶▶詳細は **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820 **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始は除きます。

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

12

苦情・相談・照会の窓口

お客さまの苦情・相談・照会をお受けします。

- 保険に関する苦情・相談・照会などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

☎ 0120-555-027 **受付時間** 月～金および第2・4土曜日：9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな苦情・相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13

税金のお取扱い

▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

この商品の保険料は生命保険料控除の対象となります。

保険料について

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。
- ※前納の場合、保険料払込期間の満了日までの間、契約応当日ごとに充当されるその年の保険料が、毎年の生命保険料控除の対象となります。

各給付金について

- 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

※詳細は所轄の税務署または税理士にご確認ください。
※2025年1月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

14

その他ご確認ください事項

ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店および生命保険募集人は、本商品による引受保険会社からの給付金などのお支払いを保証することはありません。

他のお取引への影響について

- 本商品に関するお客さまのお取引が、銀行などにおけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

お申込みのお手続きなどでご留意いただきたいことがら

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。
- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際には、アフラック所定の振込依頼書の控えをお受取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

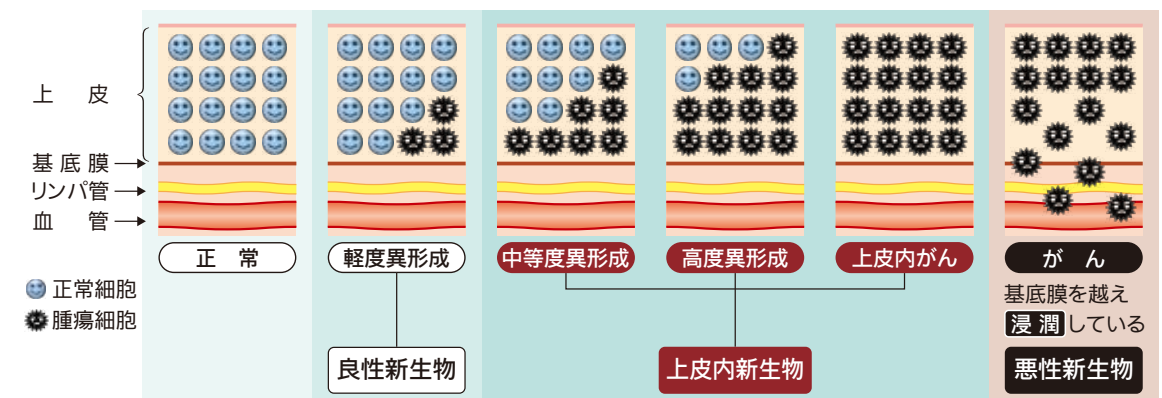
02 医療費助成制度

お子さまが医療機関で治療などを受けた際に、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

子宮頸部の場合



アフラックにおける『がん』『上皮内新生物』の定義は、WHO(世界保健機関)が定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定にもとづきます。

WHOが定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定は定期的に改訂されており、近年は『上皮内新生物』に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

上皮内新生物に含まれるもの(支払対象)	子宮頸部の上皮内がん(CIS)・高度異形成(CIN3)・中等度異形成(CIN2)・HSIL*1、子宮内膜異型増殖症、大腸の粘膜内がん・高度異形成・High-grade adenoma、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、皮膚のボーエン病 など
がんにも上皮内新生物にも含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成(CIN1)・LSIL*2 など

*1 High-grade Squamous Intraepithelial Lesion

*2 Low-grade Squamous Intraepithelial Lesion

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、支払対象となることもあります。

詳細はアフラックホームページをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyuu/>



04 アフラックのよりそうがん相談サポート

サービス内容

被保険者の方やそのご家族に対して、専門の相談員が漠然とした不安や具体的なお悩みを傾聴し、ご相談内容に応じて、お悩みを解決する各種サービスをご案内します。

※サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページをご確認ください。
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>



サービスに関する注意事項

- アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。
- よりそうがん相談サポートはアフラックのすべてのがん保険（責任開始日を迎えていて、かつ有効なご契約）の被保険者さまと被保険者さまの同意を得たご家族（原則、配偶者および2親等内）が被保険者さま自身のがんに関して利用できるサービスです。
- よりそうがん相談サポートはがんの疑いがある方およびがんを経験された方への支援を目的としたサービスであり、がん以外の健康相談の目的ではご利用いただけません。
- よりそうがん相談サポーターへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- よりそうがん相談サポートで案内する各種サービスは、Hatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供いたします。
- よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年4月21日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
- よりそうがん相談サポートは海外からのご利用はできません。よりそうがん相談サポートで案内する各種サービスは、一部対応エリアに限られる場合があります。
- よりそうがん相談サポートで案内する各種サービスは、無料で利用できるサービスもありますが、よりそうがん相談サポートの利用条件を満たすがん保険に複数ご加入いただいても、無料での提供回数は変わりません。
- よりそうがん相談サポートのご利用は、お客さまとHatch Healthcare株式会社との間の利用規約（<https://cancer-supporter.jp/terms/aflac>）にもとづきます。
- よりそうがん相談サポートおよびよりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスにより生じた一切の損害・損失については、アフラックでは責任を負いません。

05 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト



**アフラック
よりそうネット**

ご登録はとってもカンタン！

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

[かんたんアフラック](#) [検索](#)

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは
こちらから



Q1 「がん通院特約」の保障の対象となる通院期間はどのようになりますか？

A1

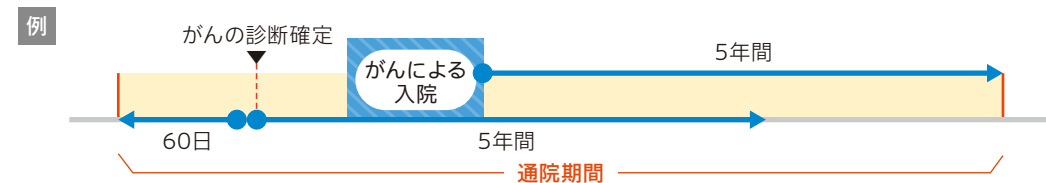
「初めてがんと診断確定された日の前日から遡って60日以内の期間」および「診断確定された日からその日を含めて5年以内の期間」が通院期間となります。

また、通院期間中に、「がん」による入院などにより新たな起算日が生じた場合には、その日から新たに5年間の通院期間を起算します。

なお、診断確定前の通院の保障については、初めて「がん」と診断確定された場合に限りません。

上皮内新生物の場合も同様になります。

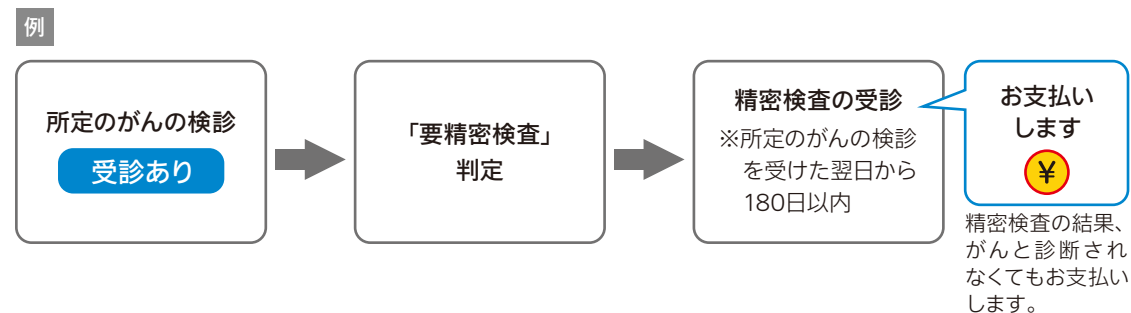
※通院期間の全部または一部が、責任開始日前の保険期間中となる場合、責任開始日前の通院期間中の通院に対しては、通院給付金のお支払いはありません。



Q2 要精検後精密検査給付金はどのようなときに支払われますか？

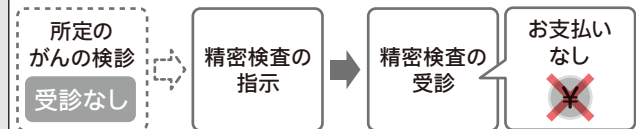
A2

所定のがんの検診(胃がん、子宮頸がん*、肺がん、乳がん*、大腸がん)を受診し、要精密検査の判定を受けた後に入院または通院により精密検査を受診した場合にお支払いします。

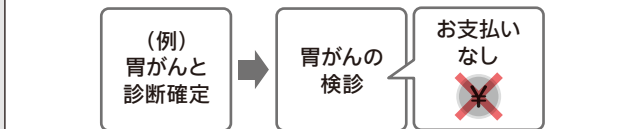


！ お支払いできない場合の例

身体の上昇の自覚症状があり医療機関を受診した後に精密検査を受診しても、所定のがんの検診を受診していないため、お支払いできません。



がんと診断確定された後(がんの検診を受診していない場合も含む)は、その診断確定されたがんに対応する部位についてがんの検診を受診した場合であっても、お支払いできません。



* 被保険者が女性の場合に限ります。

Q3 アフラックのよりそうがん相談サポートの利用方法や連絡先はどこで確認できますか？

A3

アフラックオフィシャルホームページ

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。(サービス内容は随時見直されます。)アフラックのよりそうがん相談サポートおよびよりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスの内容は、2025年4月21日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。

Q4 保険料の前納とは何ですか？

A4

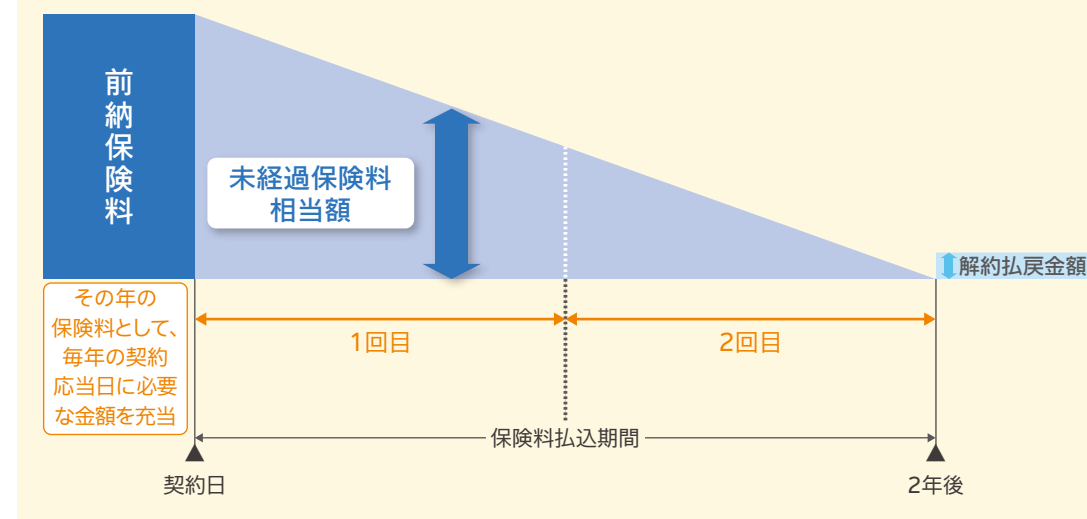
「前納」とは、ご契約時にまとめて保険料をお払込みいただくお取扱いです。

前納保険料にはアフラック所定の前納割引率が適用されるため、年払保険料の払込総額に比べ、保険料負担が小さくなります。前納保険料は、払込んだ時点で全額を保険料として充当するのではなく、毎年の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当し、残りの部分は未経過保険料として各々の充当すべき期日までアフラックが預かりします。「あなたによりそうがん保険 ミライト」には、「解約払戻金有型」と「解約払戻金無型」があります。以下に記載している内容は、「解約払戻金無型」の場合です。「解約払戻金有型」の場合は、お取扱いが異なります。

「解約払戻金無型」の場合

保険料払込期間中に解約された場合、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払込みがともに完了した場合は、治療給付金額と同額の解約払戻金をお支払いします。
※特約には、解約払戻金はありません。
※更新のある特約を付加する場合、主契約の保険料払込期間満了後も保険料のお払込みが必要となります。

<イメージ図> 保険料払込期間2年払済の場合



<契約者に万一のことがあった場合について>

契約者と被保険者が同一の場合：保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、未経過保険料などがある場合はお返しします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払込みがともに完了した後に死亡した場合は、治療給付金額と同額の死亡返還金をお支払いします。このとき、死亡返還金や未経過保険料などは、相続財産として相続税の評価額の対象となります。(死亡返還金や未経過保険料などはみなし相続財産に該当しないため、非課税の適用はありません。)

契約者と被保険者が別人の場合：契約者としての権利を相続(被保険者に名義変更)することで、被保険者の保障は生涯継続します。保険料払込期間中に契約者が死亡した場合は未経過保険料相当額など、保険料払込期間満了後に契約者が死亡した場合は解約払戻金相当額が相続財産としての評価額の対象となります。

※2025年1月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。